

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正に伴う関係規則等の整備に関する規則(案)

(令和5年1月1日規則第11号)

(国立大学法人東京農工大学役員会規程の一部改正)

第1条 国立大学法人東京農工大学役員会規程(平成16年4月7日16経教規程第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学経営協議会規程の一部改正)

第2条 国立大学法人東京農工大学経営協議会規程(平成16年4月7日16経教規程第5号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程の一部改正)

第3条 国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程(平成16年4月7日16経教規程第6号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学経営協議会及び教育研究評議会合同会議規程の一部改正)

第4条 国立大学法人東京農工大学経営協議会及び教育研究評議会合同会議規程(平成16年4月7日16経教規程第7号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学経営戦略会議規程の一部改正)

第5条 国立大学法人東京農工大学大学経営戦略会議規程(令和4年東京農工大学経教規程第52号)の一部を次のように改正する。

第4条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(東京農工大学教員評価機構の運営に関する規程の一部改正)

第6条 東京農工大学教員評価機構の運営に関する規程(平成26年東京農工大学教規程第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第8号中「総務・経営企画部長」を「総務部長」に改める。

第8条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(東京農工大学学位審査機構の運営に関する規程の一部改正)

第7条 東京農工大学学位審査機構の運営に関する規程(平成27年東京農工大学教規程第62号)の一部を次のように改正する。

第6条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学印章規程の一部改正)

第8条 国立大学法人東京農工大学印章規程(平成16年4月1日16教規程第72号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項本文中「総務・経営企画部」を「総務部」に改め、同条第6項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

第8条第3項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

別表第1中

東京農工大学の印(特)	
東京農工大学の印	総務・経営企画部総務課長
東京農工大学大学院の印	

を

東京農工大学の印(特)	
東京農工大学の印	総務部総務課長
東京農工大学大学院の印	

に、

東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院の印	研究・財務戦略部研究支援課研究推進室長
----------------------------	---------------------

を

東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院の印	教学支援部研究支援課研究推進室長
----------------------------	------------------

に、

東京農工大学グローバル教育院の印	学務部学務課長
東京農工大学図書館の印	研究・財務戦略部研究支援課図書館支援室長
東京農工大学先端産学連携研究推進センターの印	研究・財務戦略部研究支援課長
東京農工大学総合情報メディアセンターの印	総務・経営企画部総務課情報化推進室長
東京農工大学学術研究支援総合センターの印	研究・財務戦略部研究支援課長

を

東京農工大学グローバル教育院の印	教学支援部学務課長
東京農工大学図書館の印	教学支援部研究支援課図書館支援室長
東京農工大学先端産学連携研究推進センターの印	教学支援部研究支援課長
東京農工大学総合情報メディアセンターの印	総務部総務課情報化推進室長
東京農工大学学術研究支援総合センターの印	教学支援部研究支援課長

に、

東京農工大学環境安全管理センターの印	総務・経営企画部総務課環境安全管理室長
東京農工大学卓越リーダー養成機構の印	学務部学務課長
東京農工大学未来価値創造研究教育特区の印	学務部学務課長
東京農工大学ディープテック産業開発機構の印	研究・財務戦略部研究支援課産学連携室長
東京農工大学西東京三大学共同サステナビリティ国際社会実装研究センターの印	学務部学務課長
東京農工大学スマートコアファシリティ推進機構の印	研究・財務戦略部研究支援課長

を

東京農工大学環境安全管理センターの印	総務部総務課環境安全管理室長
東京農工大学卓越リーダー養成機構の印	教学支援部学務課長
東京農工大学未来価値創造研究教育特区の印	教学支援部学務課長
東京農工大学ディープテック産業開発機構の印	教学支援部研究支援課産学連携室長
東京農工大学西東京三大学共同サステナビリティ国際社会実装研究センターの印	教学支援部学務課長
東京農工大学スマートコアファシリティ推進機構の印	教学支援部研究支援課長

に改める。

別表第2中

東京農工大学長の印	総務・経営企画部総務課長
-----------	--------------

国立大学法人東京農工大学理事の印	
国立大学法人東京農工大学理事（統括・経営担当）の印	
東京農工大学副学長の印	
東京農工大学副学長（教学統括担当）の印	
国立大学法人東京農工大学監事の印	
東京農工大学事務局長の印	
東京農工大学事務局長付課長の印	

を

東京農工大学長の印	総務部総務課長
国立大学法人東京農工大学理事の印	
国立大学法人東京農工大学理事（統括・経営担当）の印	
東京農工大学副学長の印	
東京農工大学副学長（教学統括担当）の印	
国立大学法人東京農工大学監事の印	
東京農工大学事務局長の印	
東京農工大学事務局付部長の印	

に、

国立大学法人東京農工大学理事（研究経営・学術連携担当）の印	研究・財務戦略部研究支援課長 研究・財務戦略部研究支援課産学連携室長
東京農工大学副学長（教学統括担当）の印	研究・財務戦略部研究支援課長 研究・財務戦略部研究支援課産学連携室長
東京農工大学学務部長の印	学務部学務課長
東京農工大学学務部課長の印	
東京農工大学研究・財務戦略部長の印	研究・財務戦略部財務課長
東京農工大学研究・財務戦略部課長の印	
東京農工大学総務・経営企画部長の印	総務・経営企画部総務課長
東京農工大学総務・経営企画部課長の印	

を

国立大学法人東京農工大学理事（研究経営・学術連携）	教学支援部研究支援課長
---------------------------	-------------

担当) の印	教学支援部研究支援課産学連携室長
東京農工大学副学長 (教学統括担当) の印	教学支援部研究支援課長 教学支援部研究支援課産学連携室長
東京農工大学教学支援部長の印	教学支援部学務課長
東京農工大学教学支援部課長の印	
東京農工大学経営部長の印	経営部財務課長
東京農工大学経営部課長の印	
東京農工大学総務部長の印	総務部総務課長
東京農工大学総務部課長の印	

に、

東京農工大学大学院グローバルイノベーション 研究院長の印	研究・財務戦略部研究支援課研究 推進室長
---------------------------------	-------------------------

を

東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究 院長の印	教学支援部研究支援課研究推 進室長
---------------------------------	----------------------

に、

東京農工大学グローバル教育院長の印	学務部学務課長
東京農工大学図書館長の印	研究・財務戦略部研究支援課図書館支 援室長
東京農工大学先端産学連携研究推進センタ ー長の印	研究・財務戦略部研究支援課長
東京農工大学保健管理センター所長の印	学務部学務課長
東京農工大学総合情報メディアセンター長 の印	総務・経営企画部総務課情報化推進室 長
東京農工大学学術研究支援総合センター長 の印	研究・財務戦略部研究支援課長

を

東京農工大学グローバル教育院長の印	教学支援部学務課長
-------------------	-----------

東京農工大学図書館長の印	教学支援部研究支援課図書館支援室長
東京農工大学先端産学連携研究推進センター長の印	教学支援部研究支援課長
東京農工大学保健管理センター所長の印	教学支援部学務課長
東京農工大学総合情報メディアセンター長の印	総務部総務課情報化推進室長
東京農工大学学術研究支援総合センター長の印	教学支援部研究支援課長

に、

東京農工大学環境安全管理センター長の印	総務・経営企画部総務課環境安全管理室長
東京農工大学卓越リーダー養成機構長の印	学務部学務課長
東京農工大学未来価値創造研究教育特区長の印	学務部学務課長
東京農工大学ディープテック産業開発機構長の印	研究・財務戦略部研究支援課産学連携室長
東京農工大学西東京三大学共同サステナビリティ国際社会実装研究センター長の印	学務部学務課長
東京農工大学スマートコアファシリティ推進機構長の印	研究・財務戦略部研究支援課長

を

東京農工大学環境安全管理センター長の印	総務部総務課環境安全管理室長
東京農工大学卓越リーダー養成機構長の印	教学支援部学務課長
東京農工大学未来価値創造研究教育特区長の印	教学支援部学務課長
東京農工大学ディープテック産業開発機構長の印	教学支援部研究支援課産学連携室長
東京農工大学西東京三大学共同サステナビリティ国際社会実装研究センター長の印	教学支援部学務課長
東京農工大学スマートコアファシリティ推進機構長の印	教学支援部研究支援課長

に改める。

別表第3中

国立大学法人東京農工大学出納命令役の印	研究・財務戦略部財務課副課長
国立大学法人東京農工大学出納役の印	研究・財務戦略部財務課副課長

を

国立大学法人東京農工大学出納命令役の印	経営部財務課副課長
国立大学法人東京農工大学出納役の印	経営部財務課副課長

に、

国立大学法人東京農工大学出納役の印 財務課 領収 (和暦による日付表示印)	研究・財務戦略部財務課出納係長
国立大学法人東京農工大学出納役所属出納員の印 図書館 領収(和暦による日付表示印)	研究・財務戦略部研究支援課 図書館支援室総務係長

を

国立大学法人東京農工大学出納役の印 財務課 領収 (和暦による日付表示印)	経営部財務課出納係長
国立大学法人東京農工大学出納役所属出納員の印 函 書館 領収(和暦による日付表示印)	教学支援部研究支援課図書 館支援室総務係長

に、

国立大学法人東京農工大学契約担当役の印	研究・財務戦略部財務課副課長
国立大学法人東京農工大学契約担当役の印 研 究支援課	研究・財務戦略部研究支援課産学連 携室長
国立大学法人東京農工大学財産管理役の印	研究・財務戦略部財務課副課長

を

国立大学法人東京農工大学契約担当役の印	経営部財務課副課長
国立大学法人東京農工大学契約担当役の印 研究 支援課	教学支援部研究支援課産学連携 室長
国立大学法人東京農工大学財産管理役の印	経営部財務課副課長

に改める。

別表第4中

東京農工大学長の印	学務部学務課長
-----------	---------

を

東京農工大学長の印 教学支援部学務課長

に改める。

別紙様式2の様式を次のように改める。

[別紙参照1]

(国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程の一部改正)

第9条 国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程(平成16年4月7日16教規程第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程の一部改正)

第10条 国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程(平成23年3月28日23規程第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「総務・経営企画部長」を「総務部長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則の一部改正)

第11条 国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則(平成17年3月23日17経教細則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「学務部長」を「教学支援部長」に改め、同項第3号中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同項第4号中「総務・経営企画部長」を「総務部長」に改める。

第10条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

別表中

情報公開審査会	1) 情報を担当する副学長 2) 総務・経営企画部長 3) 総務・経営企画部総務課長 4) 該当法人文書を保有する部局等の長 5) 該当法人文書に係る事務を担当する課若しくは室(監査室に限る。)の長又は地区事務部事務部長 6) その他審査会が必要と認めた者	5) から7) までの委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了するまでとする。	(1) 学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。 (2) 開示実施手数料の減額又は免除に関すること。
個人情報	1) 情報を担当する副学長 2) 総務・経営企画部長	5) から7) までの委員の任期は、該当保有個人	(1) 学長の諮問に基づく保有個人情報の開示・

保護 審査 会	3) 総務・経営企画部総務課長 4) 該当保有個人情報保有する部局等の長 5) 該当保有個人情報に係る事務を担当する課若しくは室（監査室に限る。）の長又は地区事務部事務部長 6) その他審査会が必要と認めた者	情報に係る審議が終了するまでとする。	不開示、訂正及び利用停止に関する事。
---------------	---	--------------------	--------------------

を

情報 公開 審査 会	1) 情報を担当する副学長 2) 総務部長 3) 総務部総務課長 4) 該当法人文書を保有する部局等の長 5) 該当法人文書に係る事務を担当する課若しくは室（監査室に限る。）の長又は地区事務部事務部長 6) その他審査会が必要と認めた者	5) から 7) までの委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了するまでとする。	(1) 学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関する事。 (2) 開示実施手数料の減額又は免除に関する事。
個人 情報 保護 審査 会	1) 情報を担当する副学長 2) 総務部長 3) 総務部総務課長 4) 該当保有個人情報を保有する部局等の長 5) 該当保有個人情報に係る事務を担当する課若しくは室（監査室に限る。）の長又は地区事務部事務部長 6) その他審査会が必要と認めた者	5) から 7) までの委員の任期は、該当保有個人情報に係る審議が終了するまでとする。	(1) 学長の諮問に基づく保有個人情報の開示・不開示、訂正及び利用停止に関する事。

に改める。

(国立大学法人東京農工大学情報公開・保有個人情報開示請求等取扱細則の一部改正)
第 12 条 国立大学法人東京農工大学情報公開・保有個人情報開示請求等取扱細則(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教細則第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学個人情報の利用目的及び第三者提供先等に関する規程の一部改正)

第13条 国立大学法人東京農工大学個人情報の利用目的及び第三者提供先等に関する規程(平成17年7月4日17教規程第35号)の一部を次のように改正する。

【別表1】中「(総務・経営企画部人事課)」を「(総務部人事課)」に改め、同表備考の様式を次のように改める。

[別紙参照2]

【別表1】中「(総務・経営企画部総務課、総務・経営企画部総務課環境安全管理室、学務部学務課、学務部学務課国際交流室)」を「(総務部総務課、総務部総務課環境安全管理室、教学支援部学務課、教学支援部学務課国際交流室)」に改め、同表備考の様式を次のように改める。

[別紙参照3]

【別表1】中「図書館(研究・財務戦略部研究支援課図書館支援室)」を「図書館(教学支援部研究支援課図書館支援室)」に改め、同表備考の様式を次のように改める。

[別紙参照4]

【別表1】備考の様式を次のように改める。

[別紙参照5]

【別表1】中「(研究・財務戦略部研究支援課)」を「(教学支援部研究支援課)」に改め、同表備考の様式を次のように改める。

[別紙参照6]

【別表1】中「図書館(研究・財務戦略部研究支援課図書館支援室)」を「図書館(教学支援部研究支援課図書館支援室)」に改め、同表備考の様式を次のように改める。

[別紙参照7]

【別表1】中「(総合情報メディアセンター、総務・経営企画部総務課情報化推進室)」を「(総合情報メディアセンター、総務部総務課情報化推進室)」に改め、同表備考の様式を次のように改める。

[別紙参照8]

【別表1】中「(学務部学務課国際交流室、総務・経営企画部企画課)」を「(教学支援部学務課国際交流室、総務部企画課)」に改め、同表備考の様式を次のように改める。

[別紙参照9]

【別表1】中「工学府・農学府・生物システム応用科学府・連合農学研究科(学務部学務課)」を「工学府・農学府・生物システム応用科学府・連合農学研究科(教学支援部学務課)」に改め、同表備考の様式を次のように改める。

[別紙参照 10]

(国立大学法人東京農工大学特定個人情報取扱要項の一部改正)

第 14 条 国立大学法人東京農工大学特定個人情報取扱要項(平成 28 年 1 月 19 日)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

総務・経営企画部総務課情報化推進室に所属する職員のうち、右欄に定める役割を担う職員	特定個人情報を取り扱う情報システムのセキュリティ確保
総務・経営企画部人事課に所属する職員	第 3 条に定める事務の実施

を

総務部総務課情報化推進室に所属する職員のうち、右欄に定める役割を担う職員	特定個人情報を取り扱う情報システムのセキュリティ確保
総務部人事課に所属する職員	第 3 条に定める事務の実施

に改める。

別表第 2 中

総務・経営企画部総務課長	総務・経営企画部総務課情報化推進室に所属する職員の特定個人情報に係る業務の管理・監督
総務・経営企画部人事課長	総務・経営企画部人事課に所属する職員及び総括保護管理者が事務取扱担当者として指名する者の特定個人情報に係る業務の管理・監督

を

総務部総務課長	総務部総務課情報化推進室に所属する職員の特定個人情報に係る業務の管理・監督
総務部人事課長	総務部人事課に所属する職員及び総括保護管理者が事務取扱担当者として指名する者の特定個人情報に係る業務の管理・監督

に改める。

別表第 3 中

取扱区域	総務・経営企画部人事課及び各地区事務部総務室の執務室内
------	-----------------------------

管理区域	総務・経営企画部人事課の執務室内
------	------------------

を

取扱区域	総務部人事課及び各地区事務部総務室の執務室内
管理区域	総務部人事課の執務室内

に改める。

(国立大学法人東京農工大学情報システム管理規程の一部改正)

第15条 国立大学法人東京農工大学情報システム管理規程(平成18年12月26日18規程第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学学報発行規程の一部改正)

第16条 国立大学法人東京農工大学学報発行規程(平成17年3月16日17教規程第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改め、同条第2項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改め、同条第3項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学学長選考・監察会議規程の一部改正)

第17条 国立大学法人東京農工大学学長選考・監察会議規程(平成16年5月11日16選規程第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学学長選考・監察会議印章細則の一部改正)

第18条 国立大学法人東京農工大学学長選考・監察会議印章細則(平成16年9月24日16選細則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程の一部改正)

第19条 国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程(平成25年東京農工大学経教規程第29号)の一部を次のように改正する。

第11条第7号中「学務部長」を「教学支援部長」に改め、同条第8号中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同条第9号中「総務・経営企画部長」を「総務部長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程の一部改正)

第20条 国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程(令和元年東京農工大学教規程第28号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「学務部」を「教学支援部」に、「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改め、「研究支援課」の次に「研究リスクマネジメント室」を加える。

第9条第1項中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

別表中

「

本部地区	研究・財務戦略部	研究支援課長
------	----------	--------

」

を

「

本部地区	教学支援部	研究支援課長
------	-------	--------

」

に改める。

(国立大学法人東京農工大学基金規程の一部改正)

第21条 国立大学法人東京農工大学基金規程(平成25年東京農工大学経教規程第44号)の一部を次のように改正する。

第9条第5号中「学務部長」を「教学支援部長」に改め、同条第6号中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同条第7号中「総務・経営企画部長」を「総務部長」に改める。

第13条第1項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改め、同条第3項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則の一部改正)

第22条 国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則(令和2年東京農工大学細則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部改正)

第23条 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程(平成16年4月7日16経教規程第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「学務部長」を「教学支援部長」に改め、同項第9号中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同項第10号中「総務・経営企画部長」を「総務部長」に改める。

第10条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学全学自己点検・評価小委員会細則の一部改正)

第24条 国立大学法人東京農工大学全学自己点検・評価小委員会細則(平成18年3月20日18細則第5号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学教育・学生生活委員会細則の一部改正)

第25条 国立大学法人東京農工大学教育・学生生活委員会細則(平成24年4月1日 24
4 細則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第9号中「学務部長」を「教学支援部長」に改める。

第12条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

別表1中

「

教養・専門 基礎教育小 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・学生生活委員会が選出した者 1人 ・工学府・工学部から選出された教員 1人 ・農学府・農学部から選出された教員 1人 ・教養科目に関する科目長(人文・社会科学科目、理系教養科目、英語科目、第二外国語科目、日本語科目、グローバル展開科目群、スポーツ健康科学科目群) ・グローバル教育院から選出された教員 2人 ・学務部学務課長 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・教養教育、専門基礎教育に関する企画・立案・調査 ・学生の英語力向上に関する企画・立案・調査 ・教育評価及びファカルティ・ディベロップメントに関する企画・立案・調査 ・その他必要な事項
-----------------------	---	---

を

「

教養・専門 基礎教育小 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・学生生活委員会が選出した者 1人 ・工学府・工学部から選出された教員 1人 ・農学府・農学部から選出された教員 1人 ・教養科目に関する科目長(人文・社会科学科目、理系教養科目、英語科目、第二外国語科目、日本語科目、グローバル展開科目群、スポーツ健康科学科目群) ・グローバル教育院から選出された教員 2人 ・教学支援部学務課長 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・教養教育、専門基礎教育に関する企画・立案・調査 ・学生の英語力向上に関する企画・立案・調査 ・教育評価及びファカルティ・ディベロップメントに関する企画・立案・調査 ・その他必要な事項
-----------------------	---	---

に改める。

(国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則の一部改正)

第26条 国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則(平成16年4月7日16 経教細則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「学務部長」を「教学支援部長」に改め、同項第9号中「学務部」を「教学支援部」に改める。

第13条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

別表1中

入学試験実施小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第4号の委員 ・同項第5号の委員 ・各学府・学部学生生活委員会委員長 ・学務部入試企画課長 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・入試の実施に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ：学生募集要項の作成 ：入試の実施方法 ：入試問題及び答案の管理 ：調査書等の取扱い ：入試関係資料の整理 ・入試情報開示に関すること。 ・その他必要な事項
------------	---	---

を

入学試験実施小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第4号の委員 ・同項第5号の委員 ・各学府・学部学生生活委員会委員長 ・教学支援部入試企画課長 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・入試の実施に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ：学生募集要項の作成 ：入試の実施方法 ：入試問題及び答案の管理 ：調査書等の取扱い ：入試関係資料の整理 ・入試情報開示に関すること。 ・その他必要な事項
------------	---	---

に、

入学者選抜制度検討小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験委員会が選出した者 1人 ・工学府・工学部及び農学府・農学部から選出された教員 各2人 ・グローバル教育院から選出された教員 2人 ・学務部入試企画課長 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜制度の改善に関する企画・立案・調査に関すること <ul style="list-style-type: none"> ：アドミッションポリシー ：大学入学共通テストで課す教科・科目及び配点 ：個別学力検査の選抜方法 ：入試実施結果の調査・分析 ・高大接続の推進に関する企画・立案・調査に関すること ・その他必要な事項
---------------	--	---

を

入学者選抜制度検討小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験委員会が選出した者 1人 ・工学府・工学部及び農学府・農 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜制度の改善に関する企画・立案・調査に関すること <ul style="list-style-type: none"> ：アドミッションポリシー
---------------	--	---

	学部から選出された教員 各2人 ・グローバル教育院から選出された教員 2人 ・教学支援部入試企画課長 ・その他小委員会が必要と認めた者	: 大学入学共通テストで課す教科・科目及び配点 : 個別学力検査の選抜方法 : 入試実施結果の調査・分析 ・高大接続の推進に関する企画・立案・調査に関すること ・その他必要な事項
--	--	---

に改める。

別表2中

入試情報処理作業部会	・工学府・工学部及び農学府・農学部から選出された教員 各3人 ・学務部入試企画課長 ・その他小委員会が必要と認めた者	・入試情報処理に関すること。 : 入試情報処理システムの運用 : 入試の情報処理業務 : 合格者選考資料等の作成 : 入試情報開示の情報処理業務 ・その他必要な事項
------------	--	---

を

入試情報処理作業部会	・工学府・工学部及び農学府・農学部から選出された教員 各3人 ・教学支援部入試企画課長 ・その他小委員会が必要と認めた者	・入試情報処理に関すること。 : 入試情報処理システムの運用 : 入試の情報処理業務 : 合格者選考資料等の作成 : 入試情報開示の情報処理業務 ・その他必要な事項
------------	--	---

に改める。

(国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則の一部改正)

第27条 国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則(平成17年11月21日17経教細則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「研究・財務戦略部長」を「教学支援部長」に改める。

第10条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則の一部改正)

第28条 国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第9号中「総務・経営企画部長」を「総務部長」に改める。

第9条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則の一部改正)

第29条 国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第11号中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

第9条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正)

第30条 国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第12号中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同項第13号中「総務・経営企画部長」を「総務部長」に改め、同項第14号中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改め、同項第15号中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

別表中

「

温室効果ガス対策小委員会	<ul style="list-style-type: none">・第3条第1項第1号の委員・第3条第1項第2号の委員・第3条第1項第3号の委員・環境安全管理センター副センター長・府中地区総括管理者、小金井地区総括管理者 各1人・工学府・工学部環境・安全衛生委員会委員長及び農学府・農学部財務・環境委員会委員長・学務部長、研究・財務戦略部長及び総務・経営企画部長・研究・財務戦略部財務課長、研究・財務戦略部施設整備課長及び総務・経営企画部総務課長	<ul style="list-style-type: none">・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の企画及び立案に関する事・地球温暖化対策計画の策定に関する事・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の検証に関する事・地球温暖化対策報告の作成に関する事・その他必要な事項
--------------	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・府中地区事務部事務部長及び小金井地区事務部事務部長 ・総務・経営企画部総務課環境安全管理室専門職員 1人 ・その他委員会が必要と認める者 	
--	---	--

を

温室効果ガス対策小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第1号の委員 ・第3条第1項第2号の委員 ・第3条第1項第3号の委員 ・環境安全管理センター副センター長 ・府中地区総括管理者、小金井地区総括管理者 各1人 ・工学府・工学部環境・安全衛生委員会委員長及び農学府・農学部財務・環境委員会委員長 ・教学支援部長、経営部長及び総務部長 ・経営部財務課長、経営部施設整備課長及び総務部総務課長 ・府中地区事務部事務部長及び小金井地区事務部事務部長 ・総務部総務課環境安全管理室専門職員 1人 ・その他委員会が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の企画及び立案に関する事 ・地球温暖化対策計画の策定に関する事 ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の検証に関する事 ・地球温暖化対策報告の作成に関する事 ・その他必要な事項
--------------	---	---

に改める。

(国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則の一部改正)

第31条 国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

第9条中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

(東京農工大学学生表彰規程の一部改正)

第32条 東京農工大学学生表彰規程(平成16年4月7日16教規程第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学大学院における入学予定の国費外国人留学生及び私費外国人留学生の入学時期の延期に係る要項の一部改正)

第33条 東京農工大学大学院における入学予定の国費外国人留学生及び私費外国人留学生の入学時期の延期に係る要項(令和3年2月17日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学学寮規程の一部改正)

第34条 東京農工大学学寮規程(平成16年4月7日16教規程第16号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項本文中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

第12条の2第2項中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

第13条第2項中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

(東京農工大学公開講座規程の一部改正)

第35条 東京農工大学公開講座規程(平成16年4月7日16教規程第17号)の一部を次のように改正する。

第10条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(東京農工大学学生懲戒規程の一部改正)

第36条 東京農工大学学生懲戒規程(平成28年東京農工大学教規程第16号)の一部を次のように改正する。

第20条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学リーディングプログラムの運営に関する規程の一部改正)

第37条 東京農工大学リーディングプログラムの運営に関する規程(平成25年教規程第32号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「学務部」を「教学支援部」に、「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学国際交流会館規程の一部改正)

第38条 東京農工大学国際交流会館規程(平成16年4月7日16経教規程第23号)の一部を次のように改正する。

第16条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則の一部改正)

第39条 国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号中「学務部長」を「教学支援部長」に改める。

第11条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則の一部改正)

第40条 東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則(平成16年4月1日16教細則第12号)の一部を次のように改正する。

第19条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学外国人留学生特待生制度に関する規程の一部改正)

第41条 東京農工大学外国人留学生特待生制度に関する規程(平成26年東京農工大学教規程第63号)の一部を次のように改正する。

第8条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学BRIDGE(Border-less Research with InterDiscipline for Global Education)プログラム奨学金規程の一部改正)

第42条 東京農工大学BRIDGE(Border-less Research with InterDiscipline for Global Education)プログラム奨学金規程(令和2年東京農工大学教規程第35号)の一部を次のように改正する。

第15条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学大学院における第一種奨学金の返還免除候補者の推薦に関する規程の一部改正)

第43条 東京農工大学大学院における第一種奨学金の返還免除候補者の推薦に関する規程(平成17年2月23日17教規程第8号)の一部を次のように改正する。

第9条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学大学院(博士後期課程、4年制博士課程、一貫制博士課程(3年次から5年次まで)又は後期3年の課程のみの博士課程)における第一種奨学金の採用時返還免除内定候補者の推薦に関する規程の一部改正)

第44条 東京農工大学大学院(博士後期課程、4年制博士課程、一貫制博士課程(3年次から5年次まで)又は後期3年の課程のみの博士課程)における第一種奨学金の採用時返還免除内定候補者の推薦に関する規程(平成31年東京農工大学教規程第45号)の一部を次のように改正する。

第10条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学遠藤章奨学金規程の一部改正)

第45条 東京農工大学遠藤章奨学金規程(令和元年東京農工大学教規程第5号)の一部を次のように改正する。

第12条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学かがやく博士人材奨励奨学金規程の一部改正)

第46条 東京農工大学かがやく博士人材奨励奨学金規程(令和4年東京農工大学教規程第32号)の一部を次のように改正する。

第10条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学学長表彰規程の一部改正)

第47条 東京農工大学学長表彰規程(平成31年東京農工大学教規程第6号)の一部を次のように改正する。

第5条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程の一部改正)

第48条 国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程(平成16年4月7日16経教規程第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の一部改正)

第49条 国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程(平成18年2月6日18教規程第2号)の一部を次のように改正する。

第25条中「総務・経営企画部」を「総務部」に、「学務部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則の一部改正)

第50条 国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「総務・経営企画部長」を「総務部長」に改める。

第8条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学職員苦情相談規程の一部改正)

第51条 国立大学法人東京農工大学職員苦情相談規程(平成16年4月7日16経教規程第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

第5条第1項第2号中「総務・経営企画部長」を「総務部長」に改める。

第8条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学会計監査人候補者選定の取扱いについての一部改正)

第52条 国立大学法人東京農工大学会計監査人候補者選定の取扱いについて(平成20年4月14日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同条第1号中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程の一部改正)

第53条 国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程(平成16年4月7日16経規程第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

出納命令役	研究・財務戦略部長
出納役	研究・財務戦略部財務課副課長のうちから学長が指名する者

」

を

「

出納命令役	経営部長
出納役	経営部財務課副課長のうちから学長が指名する者

に、

財産管理役	研究・財務戦略部長
-------	-----------

を

財産管理役	経営部長
-------	------

に改める。

別表第2中

研究・財務戦略部研究支援課 図書館支援室	研究・財務戦略部研究支援課 図書館支援室 総務係長	府中図書館における収入金に関する事務
	研究・財務戦略部研究支援課 図書館支援室長	

を

教学支援部研究支援課 図書館支援室	教学支援部研究支援課 図書館支援室 総務係長	府中図書館における収入金に関する事務
	教学支援部研究支援課 図書館支援室長	

に改める。

別表第3中

出納命令役	研究・財務戦略部長	研究・財務戦略部 財務課長	出納命令役の行う行為のうち、収入又は支出内容の調査、決定及び収納又は支出命令
契約担当	学長	総務・経営企画部 総務課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、総務・経営企画部総務課の所掌に係る事務
		研究・財	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のう

役		務戦略部 研究支援 課長	ち、研究・財務戦略部研究支援課(図書館支援室を除く。)の所掌に係る事務 契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、図書館の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の変更額を含む。)が500万円を超えるものを除く。
		研究・財務戦略部 財務課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、研究・財務戦略部財務課の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の変更額を含む。)が500万円を超えるものを除く。
		研究活動 を職務に 含む者	契約担当役の行う契約等支出原因となる行為のうち、自己に配分された予算執行に係るもので金額が100万円を超えないもの。ただし、別に定めるものを除く。
		研究・財務戦略部 施設整備 課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、研究・財務戦略部施設整備課の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の変更額を含む。)が500万円を超えるものを除く。
		上記以外 の課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、各課の所掌に係る事務
		府中地区 事務部 事務部長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、府中地区における上記以外の事務(FSセンターに属する生産物の売払に係る事務を含む。)。ただし、契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の変更額を含む。)が500万円を超えるものを除く。
		小金井地 区事務部 事務部長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、小金井地区における上記以外の事務。ただし、契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の変更額を含む。)が500万円を超えるものを除く。
		財産 管理 役	研究・財務戦略部 部長
研究・財務戦略部 財務課長	財産管理役の行う物品の管理のうち、上記以外の事務。ただし、取得価額が50万円を超えるものを除く。		

を

出納 命 部	経営部 務課長	出納命令役の行う行為のうち、収入又は支出内容の調査、決定及び収納又は支出命令
--------------	------------	--

令 役	長		
契 約 担 当 役	学 長	総務部総務課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、総務部総務課の所掌に係る事務
		教学支援部研究支援課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、教学支援部研究支援課(図書館支援室を除く。)の所掌に係る事務
			契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、図書館の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の変更額を含む。)が500万円を超えるものを除く。
		経営部財務課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、経営部財務課の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の変更額を含む。)が500万円を超えるものを除く。
		研究活動を職務に含む者	契約担当役の行う契約等支出原因となる行為のうち、自己に配分された予算執行に係るもので金額が100万円を超えないもの。ただし、別に定めるものを除く。
		経営部施設整備課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、経営部施設整備課の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の変更額を含む。)が500万円を超えるものを除く。
		上記以外の課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、各課の所掌に係る事務
		府中地区事務部事務部長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、府中地区における上記以外の事務(FSセンターに属する生産物の売払に係る事務を含む。)。ただし、契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の変更額を含む。)が500万円を超えるものを除く。
		小金井地区事務部事務部長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、小金井地区における上記以外の事務。ただし、契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の変更額を含む。)が500万円を超えるものを除く。
財 産 管 理 役	経 営 部 長	教学支援部研究支援課長	財産管理役の行う知的財産の管理のうち、教学支援部研究支援課(図書館支援室を除く。)の所掌に係る事務
		経営部財務課長	財産管理役の行う物品の管理のうち、図書館の所掌に係る事務
			財産管理役の行う物品の管理のうち、上記以外の事務。ただし、取得価額が50万円を超えるものを除く。

に改める。

別表第4の1中

事務局長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるもの。ただし、研究・財務戦略部研究支援課(図書館支援室を除く。)及び総務・経営企画部総務課の所掌に係る事務を除く。
研究・財務戦略部研究支援課長	図書館の所掌に係る契約に関する予定価格調書案の作成
研究・財務戦略部研究支援課図書館支援室総務係長	図書館の所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 監督 (7) 検査及び検査調書の作成 (8) 請求書の受理 (9) その他契約に附随する事務
研究・財務戦略部財務課副課長	契約担当役印の保管及びなつ印
研究・財務戦略部財務課長	研究・財務戦略部財務課の所掌に係る契約に関する次の事項 (1) 予定価格調書案の作成 (2) 入札の執行
研究・財務戦略部財務課決算総括係長	研究・財務戦略部財務課で当該係が所掌する契約に関する次の事務 (1) 市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 監督 (7) 検査及び検査調書の作成 (8) 請求書の受理 (9) その他契約に附随する事務
研究・財務戦略部財務課契約係長	研究・財務戦略部財務課で当該係が所掌する契約に関する次の事務 (1) 市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 監督 (7) 検査及び検査調書の作成 (8) 請求書の受理 (9) その他契約に附随する事務

研究・財務戦略部施設整備課長	研究・財務戦略部施設整備課で所掌する工事等に関する次の事務 (1) 予定価格調書案の作成 (2) 入札の執行
研究・財務戦略部施設整備課施設企画係長	研究・財務戦略部施設整備課で所掌する工事等に関する次の事務 (1) 業者選定案の作成、予定価格算出内訳書の作成 (2) 見積書の徴取 (3) 契約書案及び関係書類の作成 (4) 発注の連絡 (5) 請求書の受理 (6) 検査調書の作成 (7) その他契約に附随する事務
研究・財務戦略部施設整備課建築係長 電気設備係長 機械設備係長	研究・財務戦略部施設整備課で所掌する工事等で当該係が担当する工事に関する次の事務 (1) 市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2) 監督 (3) 検査

を

事務局長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるもの。ただし、教学支援部研究支援課(図書館支援室を除く。)及び総務部総務課の所掌に係る事務を除く。
教学支援部研究支援課長	図書館の所掌に係る契約に関する予定価格調書案の作成
教学支援部研究支援課図書館支援室総務係長	図書館の所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 監督 (7) 検査及び検査調書の作成 (8) 請求書の受理 (9) その他契約に附随する事務
経営部財務課副課長	契約担当役印の保管及びなつ印
経営部財務課長	経営部財務課の所掌に係る契約に関する次の事項 (1) 予定価格調書案の作成 (2) 入札の執行
経営部財務課決算総括係長	経営部財務課で当該係が所掌する契約に関する次の事務 (1) 市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 監督 (7) 検査及び検査調書の作成 (8) 請求書の受理 (9) その他契約に附随する事務
経営部財務課 契約係長	経営部財務課で当該係が所掌する契約に関する次の事務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 監督 (7) 検査及び検査調書の作成 (8) 請求書の受理 (9) その他契約に附随する事務
経営部施設整備課 備課長	経営部施設整備課で所掌する工事等に関する次の事務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 予定価格調書案の作成 (2) 入札の執行
経営部施設整備課 施設企画係長	経営部施設整備課で所掌する工事等に関する次の事務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 業者選定案の作成、予定価格算出内訳書の作成 (2) 見積書の徴取 (3) 契約書案及び関係書類の作成 (4) 発注の連絡 (5) 請求書の受理 (6) 検査調書の作成 (7) その他契約に附随する事務
経営部施設整備課 建築係長 電気設備係長 機械設備係長	経営部施設整備課で所掌する工事等で当該係が担当する工事に関する次の事務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2) 監督 (3) 検査

に、

総務・経営企画部企画課 広報係長	総務・経営企画部企画課の所掌に係る契約に関する事務
研究・財務戦略部研究支援 課図書館支援室 総務係長	図書館の所掌に係る契約に関する次の事務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査 (2) 業者選定案の作成

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 請書の徴収 (7) 監督 (8) 検査及び検査調書の作成 (9) 請求書の受理 (10) その他契約に附随する事務
研究・財務戦略部研究支援課 研究支援係長 産学連携係長	研究・財務戦略部研究支援課の所掌に係る契約のうち、当該係が担当する事務
研究・財務戦略部財務課 決算総括係長	研究・財務戦略部財務課の当該係の所掌に係る契約に関する次の事務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 請書の徴収 (7) 監督 (8) 検査及び検査調書の作成 (9) 請求書の受理 (10) その他契約に附随する事務
研究・財務戦略部財務課 契約係長	研究・財務戦略部財務課の当該係の所掌に係る契約に関する次の事務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 請書の徴収 (7) 監督 (8) 検査及び検査調書の作成 (9) 請求書の受理 (10) その他契約に附随する事務
研究・財務戦略部施設整備課 施設企画係長	研究・財務戦略部施設整備課で所掌する工事等に関する次の事務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 業者選定案の作成 (2) 見積書の徴取 (3) 契約書案及び関係書類の作成 (4) 発注の連絡

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 請書の徴収 (6) 請求書の受理 (7) 検査調書の作成 (8) その他契約に附随する事務
研究・財務戦略部施設整備課 建築係長 電気設備係長 機械設備係長	研究・財務戦略部施設整備課で所掌する工事等で当該係が担当する工事に関する次の事務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査 (2) 監督 (3) 検査

を

総務部企画課 広報係長	総務部企画課の所掌に係る契約に関する事務
教学支援部研究支援課 図書館支援室 総務係長	図書館の所掌に係る契約に関する次の事務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 請書の徴収 (7) 監督 (8) 検査及び検査調書の作成 (9) 請求書の受理 (10) その他契約に附随する事務
教学支援部研究支援課 研究支援係長 産学連携係長	教学支援部研究支援課の所掌に係る契約のうち、当該係が担当する事務
経営部財務課 決算総括係長	経営部財務課の当該係の所掌に係る契約に関する次の事務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 請書の徴収 (7) 監督 (8) 検査及び検査調書の作成 (9) 請求書の受理 (10) その他契約に附随する事務
経営部財務課 契約係長	経営部財務課の当該係の所掌に係る契約に関する次の事務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場価格調査

	(2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 請書の徴取 (7) 監督 (8) 検査及び検査調書の作成 (9) 請求書の受理 (10) その他契約に附随する事務
経営部施設整備課 施設企画係長	経営部施設整備課で所掌する工事等に関する次の事務 (1) 業者選定案の作成 (2) 見積書の徴取 (3) 契約書案及び関係書類の作成 (4) 発注の連絡 (5) 請書の徴取 (6) 請求書の受理 (7) 検査調書の作成 (8) その他契約に附随する事務
経営部施設整備課 建築係長 電気設備係長 機械設備係長	経営部施設整備課で所掌する工事等で当該係が担当する工事に関する次の事務 (1) 市場価格調査 (2) 監督 (3) 検査

に改める。

別表第4の2中

研究・財務戦略部研究支援課 図書館支援室 総務係長	図書館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
総務・経営企画部人事課 給与共済係長	総務・経営企画部人事課給与共済係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
研究・財務戦略部研究支援課 研究支援係長	研究・財務戦略部研究支援課研究支援係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
研究・財務戦略部研究支援課 産学連携室 産学連携係長	研究・財務戦略部研究支援課産学連携室産学連携係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
研究・財務戦略部財務課 副課長	出納命令役印の保管及びなつ印
研究・財務戦略部財務課 財務企画係長	研究・財務戦略部財務課財務企画係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成

研究・財務戦略部財務課 予算総括係長	研究・財務戦略部財務課予算総括係の所掌に係る伝票案 及び関係書類の作成
研究・財務戦略部財務課 決算総括係長	(1) 総勘定元帳の記帳 (2) 伝票内容の確認 (3) 研究・財務戦略部財務課決算総括係の所掌に係る伝 票案及び関係書類の作成
研究・財務戦略部財務課 出納係長	(1) 研究・財務戦略部財務課出納係の所掌に係る伝票案 及び関係書類の作成 (2) 債権管理簿の記帳 (3) 債権の調査確認 (4) 督促 (5) 債権の保全 (6) 担保（担保物が有価証券及び動産の場合を除 く。） 証拠書類等の保存
研究・財務戦略部財務課 契約係長	研究・財務戦略部財務課契約係の所掌に係る伝票案及び 関係書類の作成
研究・財務戦略部施設整備 課 施設企画係長	研究・財務戦略部施設整備課の所掌に係る伝票案及び関 係書類の作成

を

教学支援部研究支援課 図書館支援室 総務係長	図書館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
総務部人事課 給与共済係長	総務部人事課給与共済係の所掌に係る伝票案及び関係書類 の作成
教学支援部研究支援課 研究支援係長	教学支援部研究支援課研究支援係の所掌に係る伝票案及び 関係書類の作成
教学支援部研究支援課 産学連携室 産学連携係長	教学支援部研究支援課産学連携室産学連携係の所掌に係る 伝票案及び関係書類の作成
経営部財務課 副課長	出納命令役印の保管及びなつ印
経営部財務課 財務企画係長	経営部財務課財務企画係の所掌に係る伝票案及び関係書類 の作成
経営部財務課 予算総括係長	経営部財務課予算総括係の所掌に係る伝票案及び関係書類 の作成
経営部財務課 決算総括係長	(1) 総勘定元帳の記帳 (2) 伝票内容の確認 (3) 経営部財務課決算総括係の所掌に係る伝票案及び関係書

	類の作成
経営部財務課 出納係長	(1) 経営部財務課出納係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成 (2) 債権管理簿の記帳 (3) 債権の調査確認 (4) 督促 (5) 債権の保全 (6) 担保（担保物が有価証券及び動産の場合を除く。）、証拠書類等の保存
経営部財務課 契約係長	経営部財務課契約係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
経営部施設整備課 施設企画係長	経営部施設整備課の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成

に改める。

別表第4の3中

研究・財務戦略部財務課 決算総括係長	合計残高試算表の作成
研究・財務戦略部財務課 出納係長	(1) 現金、預金及び有価証券等の受入及び払出 (2) 小切手の作成、交付及び小切手用紙の保管 (3) 現金出納簿等必要帳簿の記帳 (4) 現金現在高及び預金現在高の照合 (5) その他出納役の行う事務の補助

を

経営部財務課 決算総括係長	合計残高試算表の作成
経営部財務課 出納係長	(1) 現金、預金及び有価証券等の受入及び払出 (2) 小切手の作成、交付及び小切手用紙の保管 (3) 現金出納簿等必要帳簿の記帳 (4) 現金現在高及び預金現在高の照合 (5) その他出納役の行う事務の補助

に改める。

(国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程の一部改正)

第 54 条 国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規程第 54 号)の一部を次のように改正する。

別表中

契約者	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究・財務戦略部研究支援課長※2	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究・財務戦略部研究支援課長	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究・財務戦略部研究支援課長	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究・財務戦略部研究支援課長
-----	---------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

を

契約者	名義者(署名する者)は学長。 専決は教学支援部研究支援課長※2	名義者(署名する者)は学長。 専決は教学支援部研究支援課長	名義者(署名する者)は学長。 専決は教学支援部研究支援課長	名義者(署名する者)は学長。 専決は教学支援部研究支援課長
-----	------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

に、

契約者	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究・財務戦略部研究支援課長※2	名義者(署名する者)は学長。 専決は地区事務部事務部長※3	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究・財務戦略部研究支援課長	名義者(署名する者)は学長。 専決は地区事務部事務部長※3
-----	---------------------------------------	----------------------------------	-------------------------------------	----------------------------------

を

契約者	名義者(署名する者)は学長。 専決は教学支援部研究支援課長※2	名義者(署名する者)は学長。 専決は地区事務部事務部長※3	名義者(署名する者)は学長。 専決は教学支援部研究支援課長	名義者(署名する者)は学長。 専決は地区事務部事務部長※3
-----	------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

に改める。

(国立大学法人東京農工大学建物等管理細則の一部改正)

第 55 条 国立大学法人東京農工大学建物等管理細則(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教細則第 22 号)の一部を次のように改正する。

別表1中

「
[本部地区][研究・財務戦略部長]
」

を

「
[本部地区][経営部長]
」

に、

「
[学生系事務棟][学務部長]
」

を

「
[学生系事務棟][教学支援部長]
」

に、

「
[小金井宿舎地区][研究・財務戦略部長]
」

を

「
[小金井宿舎地区][経営部長]
」

に改める。

(国立大学法人東京農工大学産官学連携奨励費規程の一部改正)

第56条 国立大学法人東京農工大学産官学連携奨励費規程(平成19年10月24日19経
教規程第28号)の一部を次のように改正する。

第6条中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

第9条第2項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学長期借入金事務取扱規程の一部改正)

第57条 国立大学法人東京農工大学長期借入金事務取扱規程(平成20年1月15日20
経規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同条第2項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同条第3項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同条第4項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

第3条第1項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

第4条第1項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

第6条第1項前段中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同条第2項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

第8条中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同条第2項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同条第3項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同条第4項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

第10条第1項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同条第2項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

第11条第1項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同条第2項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

第12条第1項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同条第2項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同条第3項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

第13条第1項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

第15条中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

第17条中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程の一部改正)

第58条 国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程(平成20年11月1日20教規程第55号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同条第2項の表中「

本部地区	研究・財務戦略部財務課長
------	--------------

」

を

「

本部地区	経営部財務課長
------	---------

」

に改める。

第15条第2項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学競争的資金等取扱要項の一部改正)

第59条 国立大学法人東京農工大学競争的資金等取扱要項(平成27年3月2日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学競争的資金等不正防止計画推進室設置要項の一部改正)

第60条 国立大学法人東京農工大学競争的資金等不正防止計画推進室設置要項(平成27年3月2日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同項第6号中「総務・経営企画部長」を「総務部長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学資金運用管理委員会細則の一部改正)

第61条 国立大学法人東京農工大学資金運用管理委員会細則(平成30年東京農工大学細則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同項第3号中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改め、同項第5号中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

第6条中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

(東京農工大学連携リング規程の一部改正)

第62条 東京農工大学連携リング規程(平成22年4月1日22教規程第13号)の一部を次のように改正する。

第14条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程の一部改正)

第63条 国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程(平成16年4月7日16経教規程第60号)の一部を次のように改正する。

第12条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学共同研究取扱規程の一部改正)

第64条 東京農工大学共同研究取扱規程(平成16年4月7日16経教規程第61号)の一部を次のように改正する。

第16条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学受託研究取扱規程の一部改正)

第 65 条 東京農工大学受託研究取扱規程(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規程第 62 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学受託研究員等受入規程の一部改正)

第 66 条 東京農工大学受託研究員等受入規程(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規程第 63 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程の一部改正)

第 67 条 東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程(平成 27 年東京農工大学教規程第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

第 39 条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学利益相反規程の一部改正)

第 68 条 国立大学法人東京農工大学利益相反規程(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規程第 66 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

第 12 条中「総務・経営企画部」を「総務部」に、「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学動物実験等に関する規程の一部改正)

第 69 条 東京農工大学動物実験等に関する規程(平成 19 年 4 月 1 日 19 教規程第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 6 号中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

第 31 条第 1 項中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会細則の一部改正)

第 70 条 国立大学法人東京農工大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会細則(平成 30 年東京農工大学細則第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 5 号中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

第 16 条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学研究推進委員会細則の一部改正)

第 71 条 国立大学法人東京農工大学研究推進委員会細則(令和 4 年東京農工大学細則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「研究・財務戦略部長」を「教学支援部長」に改める。

第9条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程の一部改正)

第72条 国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程(平成16年4月7日16経教規程第38号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

本部	事務局長	総務・経営企画部総務課長
グローバルイノベーション研究院	グローバルイノベーション研究院長	研究・財務戦略部研究支援課長

」

を

「

本部	事務局長	総務部総務課長
グローバルイノベーション研究院	グローバルイノベーション研究院長	教学支援部研究支援課長

」

に、

「

グローバル教育院	グローバル教育院長	学務部学務課長
図書館	図書館長	研究・財務戦略部研究支援課長
先端産学連携研究推進センター	先端産学連携研究推進センター長	研究・財務戦略部研究支援課長
保健管理センター	保健管理センター所長	学務部学務課長
総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長	総務・経営企画部総務課長
学術研究支援総合センター	学術研究支援総合センター長	研究・財務戦略部研究支援課長

」

を

「

グローバル教育院	グローバル教育院長	教学支援部学務課長
図書館	図書館長	教学支援部研究支援課長
先端産学連携研究推進センター	先端産学連携研究推進センター	教学支援部研究支援課

一	一長	長
保健管理センター	保健管理センター所長	教学支援部学務課長
総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長	総務部総務課長
学術研究支援総合センター	学術研究支援総合センター長	教学支援部研究支援課長

に、

環境安全管理センター	環境安全管理センター長	総務・経営企画部総務課長
------------	-------------	--------------

を

環境安全管理センター	環境安全管理センター長	総務部総務課長
------------	-------------	---------

に、

卓越リーダー養成機構	卓越リーダー養成機構長	学務部学務課長
------------	-------------	---------

を

卓越リーダー養成機構	卓越リーダー養成機構長	教学支援部学務課長
------------	-------------	-----------

に改める。

(国立大学法人東京農工大学自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第73条 国立大学法人東京農工大学自家用電気工作物保安規程(平成16年東京農工大学教規程第70号)の一部を次のように改正する。

別図第1の様式を次のように改める。

[別紙参照11]

(東京農工大学農学研究院・農学府・農学部における無人航空機の飛行に関する要項の一部改正)

第74条 東京農工大学農学研究院・農学府・農学部における無人航空機の飛行に関する要項(令和3年7月6日制定)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院運営規則の一部改正)

第75条 東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院運営規則(平成28年東京農工大学規則第1号)の一部を次のように改正する。

第14条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院テニュアトラック推進機構の運営に関する要項の一部改正)

第76条 東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院テニュアトラック推進機構の運営に関する要項(平成28年4月1日)の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「研究・財務戦略部長」を「教学支援部長」に改める。

第9条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院女性未来育成機構の運営に関する要項の一部改正)

第77条 東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院女性未来育成機構の運営に関する要項(平成28年4月1日)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号中「研究・財務戦略部長」を「教学支援部長」に改める。

第11条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院外部評価委員会要項の一部改正)

第78条 東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院外部評価委員会要項(平成29年10月5日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第7条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学工学府・工学部入学試験・企画委員会規程の一部改正)

第79条 東京農工大学工学府・工学部入学試験・企画委員会規程(平成24年4月1日24工規程第1号)の一部を次のように改正する。

第9条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学農学府・農学部入試制度等研究委員会規程の一部改正)

第80条 東京農工大学農学府・農学部入試制度等研究委員会規程(平成16年4月1日16農規程第3号)の一部を次のように改正する。

第7条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学農学府・農学部入学試験実施部会規程の一部改正)

第81条 東京農工大学農学府・農学部入学試験実施部会規程(平成16年4月1日16農規程第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学農学部国際インターンシップ研修生受入規程の一部改正)

第82条 東京農工大学農学部国際インターンシップ研修生受入規程(平成23年7月13日23農規程第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「学務部」を「教学支援部学務課」に改める。

(東京農工大学府中地区スペースチャージ実施基準の一部改正)

第83条 東京農工大学府中地区スペースチャージ実施基準(平成29年7月4日)の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学グローバル教育院運営規則の一部改正)

第84条 東京農工大学グローバル教育院運営規則(平成30年東京農工大学グ教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第10条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学図書館運営規則の一部改正)

第85条 東京農工大学図書館運営規則(平成16年4月7日16図経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第7号中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センター運営規則の一部改正)

第86条 国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センター運営規則(平成25年4月1日25産規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第9号中「研究・財務戦略部長」を「教学支援部長」に改め、同項第10号中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

第15条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学先端産学連携研究推進センター若手共同研究発展ファンド要項の一部改正)

第87条 東京農工大学先端産学連携研究推進センター若手共同研究発展ファンド要項(平成21年11月30日)の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センターインキュベーション施設利用要項の一部改正)

第88条 国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センターインキュベーション施設利用要項(平成25年5月14日)の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学保健管理センター運営規則の一部改正)

第89条 東京農工大学保健管理センター運営規則(平成16年4月7日16保経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第6号中「学務部長」を「教学支援部長」に改め、同条第7号中「総務・経営企画部長」を「総務部長」に改める。

第14条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学保健管理センター特別修学支援室要項の一部改正)

第90条 東京農工大学保健管理センター特別修学支援室要項(平成30年4月1日)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第6号中「学務部長」を「教学支援部長」に改め、同項第7号中「学務部」を「教学支援部」に改め、同項第8号中「学務部」を「教学支援部」に改める。

第8条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則の一部改正)

第91条 東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則(平成16年4月7日16情経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

第9条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則の一部改正)

第92条 東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則(平成20年4月1日20術規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第9号中「研究・財務戦略部長」を「教学支援部長」に改める。

第14条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

第15条第1号中「財務・研究戦略部」を「経営部」に改める。

(東京農工大学学術研究支援総合センター遺伝子実験施設運営規程の一部改正)

第93条 東京農工大学学術研究支援総合センター遺伝子実験施設運営規程(平成25年1月22日25術規程第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

第7条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学学術研究支援総合センター機器分析施設運営規程の一部改正)

第94条 東京農工大学学術研究支援総合センター機器分析施設運営規程(平成25年東京農工大学術規程第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

第8条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学環境安全管理センター運営規則の一部改正)

第95条 国立大学法人東京農工大学環境安全管理センター運営規則(平成20年11月1日20環規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第9号中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同項第10号中「総務・経営企画部長」を「総務部長」に改める。

第13条中「学務部」を「教学支援部」に、「研究・財務戦略部」を「経営部」に、「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(東京農工大学未来価値創造研究教育特区運営規則の一部改正)

第96条 東京農工大学未来価値創造研究教育特区運営規則(令和3年東京農工大学未規則第1号)の一部を次のように改正する。

第12条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学未来価値創造研究教育特区型 JIRITSU(自立)フェローシップ制度実施要項の一部改正)

第97条 東京農工大学未来価値創造研究教育特区型 JIRITSU(自立)フェローシップ制度実施要項(令和3年4月5日)の一部を次のように改正する。

第13条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学卓越リーダー養成機構の運営に関する規程の一部改正)

第98条 東京農工大学卓越リーダー養成機構の運営に関する規程(平成31年東京農工大学卓規程第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第5号中「学務部長」を「教学支援部長」に改める。

第17条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学スマートコアファシリティ推進機構運営規則の一部改正)

第99条 東京農工大学スマートコアファシリティ推進機構運営規則(令和3年10月13日ス規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第7号中「研究・財務戦略部長」を「教学支援部長」に改める。

第14条中「得て」の次に「教学支援部」を加える。

(東京農工大学ディープテック産業開発機構運営規則の一部改正)

第100条 東京農工大学ディープテック産業開発機構運営規則(令和4年東京農工大学デ規則第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第4号中「研究・財務戦略部長」を「教学支援部長」に改める。

第12条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学西東京三大学共同サステイナビリティ国際社会実装研究センター運営規則の一部改正)

第101条 東京農工大学西東京三大学共同サステイナビリティ国際社会実装研究センター運営規則(令和4年東京農工大学三規則第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第4号中「学務部長」を「教学支援部長」に改める。

第12条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学事務組織要項の一部改正)

第102条 国立大学法人東京農工大学事務組織要項(平成24年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「学務部」を「教学支援部」に改め、同条第2項中「学務部」を「教学支援部」に改め、同条第3項中「学務部」を「教学支援部」に改める。

第6条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

第8条の見出し中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改め、同条第1項中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改め、同条第2項中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改め、同条第3項中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改め、同条第4項中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改め、同条第5項中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

第9条中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

第10条中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

第11条第1項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改め、同条第2項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改め、同条第3項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

第12条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

第13条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学文書処理要項の一部改正)

第103条 国立大学法人東京農工大学文書処理要項(平成17年12月28日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「総務・経営企画部」を「総務部」に、「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

第5条第1号中「学務部」を「教学支援部」に、「研究・財務戦略部研究支援課」を「教学支援部研究支援課」に、「研究・財務戦略部財務課」を「経営部財務課」に、「研究・財務戦略部施設整備課」を「経営部施設整備課」に、「総務・経営企画部」を「総務部」に、「研究・財務戦略部研究支援課長」を「教学支援部研究支援課長」に改め、同条第2号中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改め、同条第3号中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改め、同条第5号中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

第13条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

別表第1中

農 工 大 学	学務部学務課、グローバル教育院、未来価値創造研究教育特区及び西東京三大学共同サステイナビリティ国際社会実装研究センターの所掌に関する文書
農 工 大 入	学務部入試企画課の所掌に関する文書
農 工 大 研	研究・財務戦略部研究支援課(図書館に関する文書を除く。)、グローバルイノベーション研究院、先端産学連携研究推進センター、学術研究支援総合センター、ディープテック産業開発機構及びスマートコアファシリティ推進機構の所掌に関する文書
農 工 大 財	研究・財務戦略部財務課の所掌に関する文書
農 工 大 施	研究・財務戦略部施設整備課の所掌に関する文書
農 工 大 総	総務・経営企画部総務課(情報化推進室及び環境安全管理室を除く。)及び総合情報メディアセンターの所掌に関する文書
農 工 大 情	総務・経営企画部総務課情報化推進室及び総合情報メディアセンターの所掌に関する文書
農 工 大 企	総務・経営企画部企画課の所掌に関する文書

農 工 大 人	総務・経営企画部人事課の所掌に関する文書(共済組合に関する文書を除く。)
------------------	--------------------------------------

を

農 工 大 学	教学支援部学務課、グローバル教育院、未来価値創造研究教育特区及び西東京三大学共同サステナビリティ国際社会実装研究センターの所掌に関する文書
農 工 大 入	教学支援部入試企画課の所掌に関する文書
農 工 大 研	教学支援部研究支援課(図書館に関する文書を除く。)、グローバルイノベーション研究院、先端産学連携研究推進センター、学術研究支援総合センター、ディープテック産業開発機構及びスマートコアファシリティ推進機構の所掌に関する文書
農 工 大 財	経営部財務課の所掌に関する文書
農 工 大 施	経営部施設整備課の所掌に関する文書
農 工 大 総	総務部総務課(情報化推進室及び環境安全管理室を除く。)及び総合情報メディアセンターの所掌に関する文書
農 工 大 情	総務部総務課情報化推進室及び総合情報メディアセンターの所掌に関する文書
農 工 大 企	総務部企画課の所掌に関する文書
農 工 大 人	総務部人事課の所掌に関する文書(共済組合に関する文書を除く。)

に、

農工大 環	環境安全管理センター及び総務・経営企画部総務課環境安全管理室の所掌に関する文書
----------	---

を

農工大 環	環境安全管理センター及び総務部総務課環境安全管理室の所掌に関する文書
----------	------------------------------------

に改める。

(国立大学法人東京農工大学文書決裁要項の一部改正)

第104条 国立大学法人東京農工大学文書決裁要項(平成18年3月28日制定)の一部を次のように改正する。

第9条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

別表2中

1 法人印の作成、改刻及び廃止に関するもの	学長	理事(統括・経営担当)
-----------------------	----	-------------

を

1 法人印の作成、改刻及び廃止に関するもの	学長	事務局長
-----------------------	----	------

に、

1 任免・給与・労務・福利厚生・共済組合(教育職員の異動、栄典及び表彰を除く。)	学長又は 支部長	理事(統括・経 営担当)
--	-------------	-----------------

を

1 任免・給与・労務・福利厚生・共済組合(教育職員の異動、栄典及び表彰を除く。)	学長又は支 部長	事務局 長
--	-------------	----------

に改める。

別表3中

グローバル教育院長	学務部学務課長
図書館長	研究・財務戦略部研究支援課長
先端産学連携研究推進センター長	研究・財務戦略部研究支援課長
保健管理センター長	学務部学務課長
総合情報メディアセンター長	総務・経営企画部総務課長

学術研究支援総合センター長 研究・財務戦略部研究支援課長

を

グローバル教育院長	教学支援部学務課長
図書館長	教学支援部研究支援課長
先端産学連携研究推進センター長	教学支援部研究支援課長
保健管理センター長	教学支援部学務課長
総合情報メディアセンター長	総務部総務課長
学術研究支援総合センター長	教学支援部研究支援課長

に、

環境安全管理センター長 総務・経営企画部総務課長

を

環境安全管理センター長 総務部総務課長

に、

未来価値創造研究教育特区長	学務部学務課長
ディープテック産業開発機構長	研究・財務戦略部研究支援課長
西東京三大学共同サステイナビリティ国際社会実装研究センター長	学務部学務課長
スマートコアファシリティ推進機構	研究・財務戦略部研究支援課長
卓越リーダー養成機構長	学務部学務課長
グローバルイノベーション研究院女性未来育成機構長	研究・財務戦略部研究支援課長
グローバルイノベーション研究院テニユアトラック推進機構長	研究・財務戦略部研究支援課長

を

未来価値創造研究教育特区長	教学支援部学務課長
ディープテック産業開発機構長	教学支援部研究支援課長
西東京三大学共同サステイナビリティ国際社会実装研究センター長	教学支援部学務課長
スマートコアファシリティ推進機構	教学支援部研究支援課

卓越リーダー養成機構長	長 教学支援部学務課長
グローバルイノベーション研究院女性未来育成機構長	教学支援部研究支援課長
グローバルイノベーション研究院テニユアトラック推進機構長	長 教学支援部研究支援課長

に改める。

(国立大学法人東京農工大学感謝状贈呈要項の一部改正)

第 105 条 国立大学法人東京農工大学感謝状贈呈要項(平成 27 年 2 月 1 日)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学登録証等の発行及び利用に関する要項の一部改正)

第 106 条 国立大学法人東京農工大学登録証等の発行及び利用に関する要項(平成 28 年 10 月 1 日)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 8 項中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

第 14 条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

別表 2 の様式を次のように改める。

登録証等にかかる個人認証に必要な情報

[別紙参照 12]

(国立大学法人東京農工大学部局長の任命手続に関する要項の一部改正)

第 107 条 国立大学法人東京農工大学部局長の任命手続に関する要項(平成 28 年 11 月 10 日)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(東京農工大学客員研究者等受入要項の一部改正)

第 108 条 東京農工大学客員研究者等受入要項(平成 28 年 10 月 1 日)の一部を次のように改正する。

第 10 条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

別表中

ナショナル 3 プロジェクト ト 3 研究員	部局長等が、独立行政法人等の職員を本学におけるナショナルプロジェクトに従事する者として受入れた者のうち、1 及び 2 の区分に該当しない者	財務・研究 戦略部研究 支援課
------------------------------	---	-----------------------

を

ナショナル 3 プロ젝ト ト 3 研究員	部局長等が、独立行政法人等の職員を本学におけるナショナルプロジェクトに従事する者として受入れた者のうち、1 及び 2 の区分に該当しない者	教学支援 部研究支 援課
----------------------------	---	--------------------

に改める。

(国立大学法人東京農工大学起案文書取扱要領の一部改正)

第109条 国立大学法人東京農工大学起案文書取扱要領(平成29年12月1日)の一部を次のように改正する。

本則第4項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学全学事務協議会要項の一部改正)

第110条 国立大学法人東京農工大学全学事務協議会要項(令和3年4月8日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学ウェブサイト管理・運用要項の一部改正)

第111条 国立大学法人東京農工大学ウェブサイト管理・運用要項(平成28年11月1日)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

第5条第1項第3号中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

第7条第2項各号列記以外の部分中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領の一部改正)

第112条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領(平成28年4月1日学長決裁)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第6号中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学職員勤務時間管理事務処理要項の一部改正)

第113条 国立大学法人東京農工大学職員勤務時間管理事務処理要項(平成16年12月1日)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「学務部」を「教学支援部」に、「研究・財務戦略部」を「経営部」に、「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

第5条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

第6条第1項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改め、同条第2項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

別表の様式を次のように改める。

様式

[別紙参照13]

(国立大学法人東京農工大学における公的機関からの受託事業等の資金交付前使用に係る立替えに関する要項の一部改正)

第114条 国立大学法人東京農工大学における公的機関からの受託事業等の資金交付前使用に係る立替えに関する要項(平成18年9月6日制定)の一部を次のように改正する。

第6条中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

第7条第1項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同条第2項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

第 11 条中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

別紙様式の様式を次のように改める。

立替申込書

[別紙参照 14]

(国立大学法人東京農工大学会計機関等権限委譲要項の一部改正)

第 115 条 国立大学法人東京農工大学会計機関等権限委譲要項(平成 16 年 4 月 1 日制定)の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

収入の内容の調査及び決定	会計規則	16-1	学 長	出納命 令役	研究・財務戦略部 財務課長
収納の命令	会計規則	16-2	学 長	出納命 令役	研究・財務戦略部 財務課長
支出の内容の調査及び決定なら びに支払命令	会計規則	22-1	学 長	出納命 令役	研究・財務戦略部 財務課長
前払いの支払命令	会計規則	26	学 長	出納命 令役	研究・財務戦略部 財務課長
仮払いの支払命令	会計規則	27	学 長	出納命 令役	研究・財務戦略部 財務課長
仕訳伝票の確定	会計事務取 扱規程	8	学 長	出納命 令役	研究・財務戦略部 財務課長
総勘定元帳の記帳	会計事務取 扱規程	8	学 長	出納命 令役	研究・財務戦略部 財務課長
予算差引簿の記帳	会計事務取 扱規程	9-2 -3	学 長	出納命 令役	研究・財務戦略部 財務課長
旅費に関する返納金及び追給金 の取扱	旅費取扱規 程	13	学 長	出納命 令役	研究・財務戦略部 財務課長

を

収入の内容の調査及び決定	会計規則	16-1	学 長	出納命 令役	経営部財務 課長
収納の命令	会計規則	16-2	学 長	出納命 令役	経営部財務 課長
支出の内容の調査及び決定なら びに支払命令	会計規則	22-1	学 長	出納命 令役	経営部財務 課長
前払いの支払命令	会計規則	26	学 長	出納命 令役	経営部財務 課長

仮払いの支払命令	会計規則	27	学 長	出納命令 役	経営部財務 課長
仕訳伝票の確定	会計事務取扱 規程	8	学 長	出納命令 役	経営部財務 課長
総勘定元帳の記帳	会計事務取扱 規程	8	学 長	出納命令 役	経営部財務 課長
予算差引簿の記帳	会計事務取扱 規程	9-2 -3	学 長	出納命令 役	経営部財務 課長
旅費に関する返納金及び追給金の 取扱	旅費取扱規程	13	学 長	出納命令 役	経営部財務 課長

に、

物品の取得措置の終了に関する財産管理 役への通知	物品管理 規程	10-2	学 長	契約 担当 役	研究・財務戦略 部財務課長 地区事務部事務 部長 研究・財務戦略 部研究支援課長
物品の修理に伴う財産管理役への通知	物品管理 規程	16-2	学 長	契約 担当 役	研究・財務戦略 部財務課長 地区事務部事務 部長 研究・財務戦略 部研究支援課長
50万円未満の物品又は図書の貸付に必要 な措置の実施及び財産管理役に対する通 知	物品管理 規程	20-4	学 長	契約 担当 役	研究・財務戦略 部財務課長 地区事務部事務 部長 研究・財務戦略 部研究支援課長
物品の借用に必要な措置の実施及び財産 管理役に対する通知	物品管理 規程	22-4	学 長	契約 担当 役	研究・財務戦略 部財務課長 地区事務部事務 部長 研究・財務戦略 部研究支援課長
物品又は図書の分類の決定及び資産台帳 の記入	会計事務 取扱 規程	9-1	学 長	財産 管理 役	研究・財務戦略 部財務課長 地区事務部事務 部長

					研究・財務戦略部研究支援課長
物品の管理に関する報告等を求める措置	物品管理 規程	9	学 長	財 産 管 理 役	研究・財務戦略部財務課長 地区事務部事務部長 研究・財務戦略部研究支援課長
寄附による 50 万円未満の物品又は図書の取得	物品管理 規程	11-1	学 長	財 産 管 理 役	研究・財務戦略部財務課長 地区事務部事務部長 研究・財務戦略部研究支援課長
50 万円未満の物品又は図書の不用決定	物品管理 規程	17	学 長	財 産 管 理 役	研究・財務戦略部財務課長 地区事務部事務部長 研究・財務戦略部研究支援課長
50 万円未満の物品又は図書の売払に必要な措置の契約担当役等への請求	物品管理 規程	18-2	学 長	財 産 管 理 役	研究・財務戦略部財務課長 地区事務部事務部長 研究・財務戦略部研究支援課長
50 万円未満の物品又は図書の廃棄	物品管理 規程	18-3	学 長	財 産 管 理 役	研究・財務戦略部財務課長 地区事務部事務部長 研究・財務戦略部研究支援課長
50 万円未満の物品又は図書の無償貸付の承認	物品管理 規程	19-3	学 長	財 産 管 理 役	研究・財務戦略部財務課長 地区事務部事務部長 研究・財務戦略部研究支援課長
50 万円未満の物品又は図書の貸付の承認及び許可する書類の送付	物品管理 規程	20-12 0-2	学 長	財 産 管 理 役	研究・財務戦略部財務課長 地区事務部事務

					部長 研究・財務戦略 部研究支援課長
50万円未満の物品又は図書の貸付に関する必要な措置の契約担当役に対する請求	物品管理 規程	20-3	学 長	財 産 管 理 役	研究・財務戦略 部財務課長 地区事務部事務 部長 研究・財務戦略 部研究支援課長
返還された50万円未満の物品又は図書の調査確認	物品管理 規程	21	学 長	財 産 管 理 役	研究・財務戦略 部財務課長 地区事務部事務 部長 研究・財務戦略 部研究支援課長
50万円未満の物品又は図書の借用の承認	物品管理 規程	22-2	学 長	財 産 管 理 役	研究・財務戦略 部財務課長 地区事務部事務 部長 研究・財務戦略 部研究支援課長
50万円未満の物品又は図書の借用に関する必要な措置の契約担当役に対する請求	物品管理 規程	22-3	学 長	財 産 管 理 役	研究・財務戦略 部財務課長 地区事務部事務 部長 研究・財務戦略 部研究支援課長
50万円未満の物品又は図書の無償譲渡の承認及び許可書の交付	物品管理 規程	23-2 及び3	学 長	財 産 管 理 役	研究・財務戦略 部財務課長 地区事務部事務 部長 研究・財務戦略 部研究支援課長
物品の無償譲渡に必要な措置の実施	物品管理 規程	23-4	学 長	財 産 管 理 役	研究・財務戦略 部財務課長 地区事務部事務 部長 研究・財務戦略 部研究支援課長
物品管理上、補助簿を備えることが必要な場合の措置	物品管理 規程	25-2	学 長	財 産 管 理	研究・財務戦略 部財務課長

				役	地区事務部事務部長 研究・財務戦略部研究支援課長
不動産の取得、売払い及び貸付に関する契約担当役への必要な措置の請求	不動産管理規程	6-2 13-5 16-2	学長	財産管理役	研究・財務戦略部財務課長
不動産の分類の決定及び資産台帳の記入	不動産管理規程	9	学長	財産管理役	研究・財務戦略部財務課長
不動産を保存するため必要な措置	不動産管理規程	10	学長	財産管理役	研究・財務戦略部財務課長
知的財産の取得、処分及び借用等に関する契約担当役への必要な措置の請求	知的財産管理規程	6-2 11-2 12-1 14-3 16-2 18-1	学長	財産管理役	研究・財務戦略部研究支援課長
知的財産完了に関する財産管理役への措置の通知	知的財産管理規程	7-1 11-3 14-4 16-3 18-2	学長	財産管理役	研究・財務戦略部研究支援課長
知的財産の受け入れ(寄附による受け入れを含む。)及び知的財産台帳への登録並びに更新	知的財産管理規程	7-2 7-3	学長	財産管理役	研究・財務戦略部研究支援課長
50万円以上の知的財産の資産台帳への登録及び更新	知的財産管理規程	7-4	学長	財産管理役	研究・財務戦略部財務課長

を

物品の取得措置の終了に関する財産管理役への通知	物品管理規程	10-2	学長	契約担当役	経営部財務課長 地区事務部事務部長 教学支援部研究支援課長
物品の修理に伴う財産管理役への通知	物品管理規程	16-2	学	契約	経営部財務

	規程		長	担当 役	課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
50万円未満の物品又は図書の貸付に必要な措置の実施及び財産管理役に対する通知	物品管理 規程	20-4	学 長	契約 担当 役	経営部財務 課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
物品の借用に必要な措置の実施及び財産管理役に対する通知	物品管理 規程	22-4	学 長	契約 担当 役	経営部財務 課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
物品又は図書の分類の決定及び資産台帳の記入	会計事務 取扱 規程	9-1	学 長	財産 管理 役	経営部財務 課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
物品の管理に関する報告等を求める措置	物品管理 規程	9	学 長	財産 管理 役	経営部財務 課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
寄附による50万円未満の物品又は図書の取得	物品管理 規程	11-1	学 長	財産 管理 役	経営部財務 課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
50万円未満の物品又は図書の不用決定	物品管理	17	学	財産	経営部財務

	規程		長	管理 役	課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
50万円未満の物品又は図書の売払に必要な措置の契約担当役等への請求	物品管理 規程	18-2	学 長	財産 管理 役	経営部財務 課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
50万円未満の物品又は図書の廃棄	物品管理 規程	18-3	学 長	財産 管理 役	経営部財務 課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
50万円未満の物品又は図書の無償貸付の承認	物品管理 規程	19-3	学 長	財産 管理 役	経営部財務 課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
50万円未満の物品又は図書の貸付の承認及び許可する書類の送付	物品管理 規程	20-12 0-2	学 長	財産 管理 役	経営部財務 課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
50万円未満の物品又は図書の貸付に関する必要な措置の契約担当役に対する請求	物品管理 規程	20-3	学 長	財産 管理 役	経営部財務 課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
返還された50万円未満の物品又は図書の調	物品管理	21	学	財産	経営部財務

査確認	規程		長	管理 役	課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
50万円未満の物品又は図書の利用の承認	物品管理 規程	22-2	学 長	財産 管理 役	経営部財務 課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
50万円未満の物品又は図書の借用に関する 必要な措置の契約担当役に対する請求	物品管理 規程	22-3	学 長	財産 管理 役	経営部財務 課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
50万円未満の物品又は図書の無償譲渡の承 認及び許可書の交付	物品管理 規程	23-2 及び3	学 長	財産 管理 役	経営部財務 課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
物品の無償譲渡に必要な措置の実施	物品管理 規程	23-4	学 長	財産 管理 役	経営部財務 課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
物品管理上、補助簿を備えることが必要な 場合の措置	物品管理 規程	25-2	学 長	財産 管理 役	経営部財務 課長 地区事務部 事務部長 教学支援部 研究支援課 長
不動産の取得、売払い及び貸付に関する契	不動産管	6-2	学	財産	経営部財務

約担当役への必要な措置の請求	理規程	13-5 16-2	長	管理 役	課長
不動産の分類の決定及び資産台帳の記入	不動産管 理規程	9	学 長	財 産 管 理 役	経 営 部 財 務 課 長
不動産を保存するため必要な措置	不動産管 理規程	10	学 長	財 産 管 理 役	経 営 部 財 務 課 長
知的財産の取得、処分及び借用等に関する 契約担当役への必要な措置の請求	知的財産 管理規程	6-2 11-2 12-1 14-3 16-2 18-1	学 長	財 産 管 理 役	教 学 支 援 部 研 究 支 援 課 長
知的財産完了に関する財産管理役への措置 の通知	知的財産 管理規程	7-1 11-3 14-4 16-3 18-2	学 長	財 産 管 理 役	教 学 支 援 部 研 究 支 援 課 長
知的財産の受け入れ(寄附による受け入れを 含む。)及び知的財産台帳への登録並びに更 新	知的財産 管理規程	7-2 7-3	学 長	財 産 管 理 役	教 学 支 援 部 研 究 支 援 課 長
50万円以上の知的財産の資産台帳への登録 及び更新	知的財産 管理規程	7-4	学 長	財 産 管 理 役	経 営 部 財 務 課 長

に改める。

別表第4中

予算実施計画額の示達	会計規則	11	学長	研究・財務戦略部長
予算繰越の通知	会計規則	13-3	学長	研究・財務戦略部長

を

予算実施計画額の示達	会計規則	11	学長	経営部長
予算繰越の通知	会計規則	13-3	学長	経営部長

に、

予算流用報告書の写しの送付	予算決算及び出納事務取扱規程	2-3	学長	研究・財務戦略部長
予算繰越承認書の通知及び写しの送付	予算決算及び出納事務取扱規程	3-2	学長	研究・財務戦略部長
資金前渡役の設置の決定	予算決算及び出納事務取扱規程	12-1-3	学長	研究・財務戦略部長
旅費の調整	旅費取扱規程	45	学長	研究・財務戦略部財務課長又は地区事務部事務部長

を

予算流用報告書の写しの送付	予算決算及び出納事務取扱規程	2-3	学長	経営部長
予算繰越承認書の通知及び写しの送付	予算決算及び出納事務取扱規程	3-2	学長	経営部長
資金前渡役の設置の決定	予算決算及び出納事務取扱規程	12-1-3	学長	経営部長
旅費の調整	旅費取扱規程	45	学長	経営部財務課長又は地区事務部事務部長

に、

仕訳伝票及び証拠書類の整理	会計規則	7-3	出納命令役	研究・財務戦略部財務課出納係長
未収金に係る督促の実施	会計規則	19	出納命令役	研究・財務戦略部財務課出納係長

を

仕訳伝票及び証拠書類の整理	会計規則	7-3	出納命令役	経営部財務課出納係長
未収金に係る督促の実施	会計規則	19	出納命令役	経営部財務課出納係長

に改める。

(寄附金からの一部拠出金に関する取扱要項の一部改正)

第 116 条 寄附金からの一部拠出金に関する取扱要項(平成 17 年 12 月 26 日 役員会承認)の一部を次のように改正する。

第6条中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学債権管理事務取扱要項の一部改正)

第117条 国立大学法人東京農工大学債権管理事務取扱要項(平成16年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

債権の種類	債務者又は事由	通知義務者	通知事務担当者	通知の時期	必要添付書類	備考
授業料債権	新入生	地区事務部事務部長(大学院生物システム応用科学府にあつては、小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室長)	担当係長又は室長	入学の日	在学者名簿	
	在学学生	〃	〃	4月1日	〃	
	留学生区分変更	〃	〃	許可のあつたとき	〃	
	復学、再入学、転入学等	〃	〃	〃	該当者名簿	
	退学(懲戒によるもの)	〃	〃	命令のあつたとき	該当者名簿	
	除籍	〃	〃	〃		
	休学、卒業・修了(学年の途中で卒業・修了した場合) 退学(懲戒によるものを除く)	〃	〃	許可のあつたとき	該当者名簿	
	長期履修	〃	〃	〃	〃	
	免除等	学務部学務課長	学生支援係長	〃	該当者名簿	
入学料債権	免除・徴収猶予申請学部学生、大学院生	学務部学務課長	学生支援係長	申請のあつたとき	入学料免除・徴収猶予申請者名簿	
	免除・半額免除許可、学部学生、大学院	学務部学務課長	学生支援係長	許可のあつたとき	該当者名簿	

	生					
	除籍	地区事務部事務部長(大学院生物システム応用科学府にあっては、小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室長)	担当係長又は室長	許可のあったとき	該当者名簿	
不動産売払代債権	不動産売払	研究・財務戦略部財務課長	決算総括係長	契約したとき	契約書及び関係書類	
物品売払代債権	物品売払	研究・財務戦略部財務課長 地区事務部会計室長 研究・財務戦略部研究支援課長	決算総括係長 契約係長 図書館支援室総務係長	〃	〃	
知的財産売払代債権	知的財産売払	研究・財務戦略部研究支援課長	担当係長又は室長(図書館支援室長を除く。)	〃	〃	
農場生産物売払代債権	農場生産物売払	府中地区事務部附属センター事務室長	業務係長	契約したとき又は額が確定したとき	契約書又は請書 売立通知書等の書類	
演習林生産物売払代債権	演習林生産物売払	〃	〃	〃	契約書又は請書	
文献複写料債権	文献複写	研究・財務戦略部研究支援課長	図書館支援室総務係長	契約(承諾)したとき	契約(承諾)書	
職員宿舍使用料債権	明渡猶予承認者、損害賠償金軽減承認者	研究・財務戦略部財務課長	決算総括係長	明渡申請又は損害賠償金軽減申請を承認したとき	承認書の写	

	入居者(他機 関職員)			毎月末日	入居者名 簿
	貸与承認者			貸与承認し たとき	承認書の 写
寄宿 料債 権	入寮者 (楓、櫻、 桜、檜寮)	学務部学務課長	学生生活係 長	許可したと き	在寮者名 簿
	在寮者 (〃)			4月1日	〃
	退寮者 (〃)			許可したと き	該当者名 簿
寄宿 料債 権	入寮者 (国際交流会 館留学生分)	学務部学務課長	学生生活係 長	許可したと き	在寮者名 簿
	在寮者 (〃)			4月1日	〃
	退寮者 (〃)			許可したと き	該当者名 簿
使用 料債 権	入寮者 (国際交流会 館研究者分)	学務部学務課長	学生生活係 長	許可したと き	在寮者名 簿
	在寮者 (〃)			4月1日	〃
	退寮者 (〃)			許可したと き	該当者名 簿
不動 産貸 付料 債権	不動産の貸付 (新規)	研究・財務戦略部財務課 長	決算総括係 長 会計係長	許可したと き	許可書の 写
	〃(継続)	地区事務部会計室長		4月1日	〃
物品 貸付 料債 権	物品の貸付 (新規)	研究・財務戦略部財務課 長	決算総括係 長 会計係長 図書館支援 室総務係長	許可したと き	〃
	〃(継続)	地区事務部会計室長 研究・財務戦略部研究支 援課図書館支援室長		4月1日	〃
共同 利用 設備 利用 料債 権	設備の貸付	研究・財務戦略部研究支 援課長 各地区事務部会計室長	担当係長又 は室長	許可したと き	利用実績 調書の写

知的財産 貸付料 債権	知的財産の貸付(新規)	研究・財務戦略部研究支援課長	担当係長又は室長(図書館支援室長を除く。)	許可したとき	許可書の写
	〃(継続)			4月1日	〃
受託研究等債権 受託事業等債権	受託研究、共同研究及び受託事業等の契約	課長又は事務部長	担当係長、副課長又は室長	契約したとき又は精算額が確定したとき	契約書
受託研究等債権 受託事業等債権	私学研修員、受託研究員等の受入	〃	〃	許可したとき又は精算額が確定したとき	許可書の写
補助金等債権	補助金等の交付	〃	〃	交付決定したとき又は精算額が確定したとき	交付決定通知書の写
公開講座等講習料債権	公開講座の受講者	総務・経営企画部企画課長	広報係長	受講を許可したとき	申込書の写
動物診療債権	農学部附属動物病院機構の診療・検査	府中地区事務部事務部長	担当係長又は附属センター事務室長	請求書の発行が必要なとき	請求書の写 治療費支払確認書の写
病理組織検査料債権	病理組織検査の申込者	府中地区事務部会計室長	担当係長	請求書の発行が必要なとき	請求書作成依頼連絡票の写
雑益	上記以外の雑	各課長又は事務部長	担当係長、	発生したと	発生理由

債権	益		副課長又は室長	き又は発生を知ったとき	書	
返納金債権	仮払金、前払費用の精算に伴う返納金	各課長又は事務部長	担当係長、副課長又は室長	発生したとき又は発生を知ったとき	発生理由書	
	過払い、誤払いに係る返納金	各課長又は事務部長	担当係長、副課長又は室長	発生したとき又は発生を知ったとき	発生理由書	
立替金債権	大学が立替払いをした学外者負担金	各課長又は事務部長	担当係長、副課長又は室長	発生したとき又は発生を知ったとき	立替金額計算書	

を

債権の種類	債務者又は事由	通知義務者	通知事務担当者	通知の時期	必要添付書類	備考
授業料債権	新入生	地区事務部事務部長(大学院生物システム応用科学府にあっては、小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室長)	担当係長又は室長	入学の日	在学者名簿	
	在學生	〃	〃	4月1日	〃	
	留学生区分変更	〃	〃	許可のあったとき	〃	
	復学、再入学、転入学等	〃	〃	〃	該当者名簿	
	退学(懲戒によるもの)	〃	〃	命令のあったとき	該当者名簿	
	除籍	〃	〃	〃		
	休学、卒業・修了(学年の途中で卒業・修了した場合) 退学(懲戒によるものを除	〃	〃	許可のあったとき	該当者名簿	

	く)					
	長期履修	〃	〃	〃	〃	
	免除等	教学支援部学務課長	学生支援係長	〃	該当者名簿	
入学料債権	免除・徴収猶予申請学部学生、大学院生	教学支援部学務課長	学生支援係長	申請のあったとき	入学科免除・徴収猶予申請者名簿	
	免除・半額免除許可、学部学生、大学院生	教学支援部学務課長	学生支援係長	許可のあったとき	該当者名簿	
	除籍	地区事務部事務部長(大学院生物システム応用科学府にあっては、小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室長)	担当係長又は室長	許可のあったとき	該当者名簿	
不動産売払代債権	不動産売払	経営部財務課長	決算総括係長	契約したとき	契約書及び関係書類	
物品売払代債権	物品売払	経営部財務課長 地区事務部会計室長 教学支援部研究支援課長	決算総括係長 契約係長 図書館支援室総務係長	〃	〃	
知的財産売払代債権	知的財産売払	教学支援部研究支援課長	担当係長又は室長	〃	〃	
農場生産物売払代債権	農場生産物売払	府中地区事務部附属センター事務室長	業務係長	契約したとき又は額が確定したとき	契約書又は請書 売立通知書等の書類	
演習林生産物	演習林生産物売払	〃	〃	〃	契約書又は請書	

売払代債権						
文献複写料債権	文献複写	教学支援部研究支援課長	図書館支援室総務係長	契約(承諾)したとき	契約(承諾)書	
職員宿舎使用料債権	明渡猶予承認者、損害賠償金軽減承認者	経営部財務課長	決算総括係長	明渡申請又は損害賠償金軽減申請を承認したとき	承認書の写	
	入居者(他機関職員)			毎月末日	入居者名簿	
	貸与承認者			貸与承認したとき	承認書の写	
寄宿料債権	入寮者(楓、櫟、桜、檜寮)	教学支援部学務課長	学生生活係長	許可したとき	在寮者名簿	
	在寮者(〃)			4月1日	〃	
	退寮者(〃)			許可したとき	該当者名簿	
寄宿料債権	入寮者(国際交流会館留学生分)	教学支援部学務課長	学生生活係長	許可したとき	在寮者名簿	
	在寮者(〃)			4月1日	〃	
	退寮者(〃)			許可したとき	該当者名簿	
使用料債権	入寮者(国際交流会館研究者分)	教学支援部学務課長	学生生活係長	許可したとき	在寮者名簿	
	在寮者(〃)			4月1日	〃	
	退寮者(〃)			許可したとき	該当者名簿	
不動産貸付料	不動産の貸付(新規)	経営部財務課長 地区事務部会計室長	決算総括係長 会計係長	許可したとき	許可書の写	
	〃(継続)			4月1日	〃	

債権						
物品貸付料債権	物品の貸付(新規)	経営部財務課長 地区事務部会計室長 教学支援部研究支援課長	決算総括係長 会計係長 図書館支援室総務係長	許可したとき	〃	
	〃(継続)			4月1日	〃	
共同利用設備利用料債権	設備の貸付	教学支援部研究支援課長 各地区事務部会計室長	担当係長 又は室長	許可したとき	利用実績調書の写	
知的財産権貸付料債権	知的財産の貸付(新規)	教学支援部研究支援課長	担当係長 又は室長	許可したとき	許可書の写	
	〃(継続)			4月1日	〃	
受託研究等債権 受託事業等債権	受託研究、共同研究及び受託事業等の契約	課長又は事務部長	担当係長、副課長 又は室長	契約したとき又は精算額が確定したとき	契約書	
受託研究等債権 受託事業等債権	私学研修員、受託研究員等の受入	〃	〃	許可したとき又は精算額が確定したとき	許可書の写	
補助金等債権	補助金等の交付	〃	〃	交付決定したとき又は精算額が確定したとき	交付決定通知書の写	
公開講座等講	公開講座の受講者	総務部企画課長	広報係長	受講を許可したとき	申込書の写	

習料 債権					
動物 診療 債権	農学部附属動 物病院機構の 診療・検査	府中地区事務部事務部長	担当係長 又は附属 センター 事務室長	請求書の発 行が必要な とき	請求書の 写 治療費支 払確認書 の写
病理 組織 検査 料債 権	病理組織検査 の申込者	府中地区事務部会計室長	担当係長	請求書の発 行が必要な とき	請求書作 成依頼連 絡票の写
雑益 債権	上記以外の雑 益	各課長又は事務部長	担当係 長、副課 長又は室 長	発生したと き又は発生 を知ったと き	発生理由 書
返納 金債 権	仮払金、前払 費用の精算に 伴う返納金	各課長又は事務部長	担当係 長、副課 長又は室 長	発生したと き又は発生 を知ったと き	発生理由 書
	過払い、誤払 いに係る返納 金	各課長又は事務部長	担当係 長、副課 長又は室 長	発生したと き又は発生 を知ったと き	発生理由 書
立替 金債 権	大学が立替払 いをした学外 者負担金	各課長又は事務部長	担当係 長、副課 長又は室 長	発生したと き又は発生 を知ったと き	立替金額 計算書

に改める。

(国立大学法人東京農工大学金庫管守要項の一部改正)

第 118 条 国立大学法人東京農工大学金庫管守要項(平成 16 年 4 月 1 日制定)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

別表第 1 中

研究・財務戦略部財務課 出納役金庫 1	財務課 財務課長	財務課 決算総括係長
研究・財務戦略部財務課 出納役金庫 2	財務課 出納係長	財務課 決算総括係長

研究・財務戦略部研究支援課 図書館支援室 出納員金庫	研究支援課 図書館支援室総務係長	研究支援課 図書館支援室長
----------------------------------	---------------------	------------------

を

経営部財務課 出納役金庫 1	財務課 財務課長	財務課 決算総括係長
経営部財務課 出納役金庫 2	財務課 出納係長	財務課 決算総括係長
教学支援部研究支援課 図書館支援室 出納員金庫	研究支援課 図書館支援室総務係長	研究支援課 図書館支援室長

に改める。

(国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程等運用要項の一部改正)

第 119 条 国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程等運用要項(平成 22 年 3 月 23 日)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 13 号中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学スペースの有効活用に関する要項の一部改正)

第 120 条 国立大学法人東京農工大学スペースの有効活用に関する要項(平成 28 年 5 月 23 日)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学防火・防災管理要項の一部改正)

第 121 条 国立大学法人東京農工大学防火・防災管理要項(平成 17 年 12 月 22 日制定)の一部を次のように改正する。

別表第 2-2 中

本部地区	東京都府中市晴見町 3-8-1	事務局 長	研究・財務戦略部長又は事務局長が指定する者
府中幸町宿舎地区	東京都府中市幸町 2-48-1 他	事務局 長	研究・財務戦略部財務課長

を

本部地区	東京都府中市晴見町 3-8-1	事務局 長	経営部長又は事務局長が指定する者
府中幸町宿舎地区	東京都府中市幸町 2-48-1 他	事務局 長	経営部財務課長

に改める。

別表第4中

	本部地区	府中地区	小金井地区
自衛消防隊長	研究・財務戦略部財務課長	事務部長	事務部長
自衛消防隊長代理	研究・財務戦略部財務課副課長	総務室長	総務室長
初期消火班	(班長)研究・財務戦略部財務課 企画担当係長 (班員)出納係、契約係	(班長)会計室長 (班員)会計室	(班長)会計室長 (班員)会計室
避難誘導班	(班長)研究・財務戦略部財務課 予算総括係長 (班員)予算総括係、決算総括係	(班長)学生支援室長 (班員)学生支援室	(班長)学生支援室長 (班員)学生支援室
応急救護班	(班長)研究・財務戦略部研究支援課副課長 (班員)研究・財務戦略部研究支援課	(班長)附属センター事務室長 (班員)附属センター事務室	(班長)戦略企画室長 (班員)戦略企画室
通報連絡班	(班長)監査室長 (班員)監査室	(班長)総務室長 (班員)総務室	(班長)総務室長 (班員)総務室

を

	本部地区	府中地区	小金井地区
自衛消防隊長	経営部財務課長	事務部長	事務部長
自衛消防隊長代理	経営部財務課副課長	総務室長	総務室長
初期消火班	(班長)経営部財務課企画担当係長 (班員)出納係、契約係	(班長)会計室長 (班員)会計室	(班長)会計室長 (班員)会計室
避難誘導班	(班長)経営部財務課予算総括係長 (班員)予算総括係、決算総括係	(班長)学生支援室長 (班員)学生支援室	(班長)学生支援室長 (班員)学生支援室
応急救護班	(班長)教学支援部研究支援課副課長 (班員)教学支援部研究支援	(班長)附属センター事務室長 (班員)附属センター事	(班長)戦略企画室長 (班員)戦略企画

	課	務室	室
通報連絡班	(班長) 監査室長 (班員) 監査室	(班長) 総務室長 (班員) 総務室	(班長) 総務室長 (班員) 総務室

に改める。

(国立大学法人東京農工大学危機管理基本要項の一部改正)

第 122 条 国立大学法人東京農工大学危機管理基本要項(平成 19 年 10 月 10 日制定)の一部を次のように改正する。

第 4 項第 2 号の表中

「

《具体的対策》

- 1) 職員は、危機の発生又は発生するおそれがあることを発見した場合には、所定の連絡先に通報するとともに、必要な初期対応を行う。連絡を受けた総務・経営企画部総務課長及び各地区事務部事務部長は、直ちにそれぞれ学長、環境安全を担当する理事(以下「担当理事」という。)及び学府長等に連絡する。

学長は、危機の内容から、その危機管理について、対策本部又は所管部署のどちらで対応を行うか判断し、適切な管理体制の下で担当理事が危機管理に対応する。その対応に当たっては以下の点に留意する。

ア 危機発生直後においては、担当理事又は学府長等は、学生及び職員等の安全確保を最優先する。その際、二次災害が発生することのないよう十分留意する。

イ 担当理事又は学府長等は危機発生時の混乱を防止するために、職員等に対して多様な手段により迅速かつ的確に情報提供を行う。

ウ 報道機関への情報提供は、理事(企画・人事担当)及び総務・経営企画部企画課が所管部署及び総務・経営企画部総務課長と密接な連絡を取りながら行う。

エ 所管部署は危機の内容により、緊急対策等の実施について警察署、消防署、医療機関、文部科学省などの関係機関(以下「関係機関」という。)との連携をとる。

- 5) 危機発生情報は一元化することとし、総務・経営企画部総務課長が担当する。

を

「

《具体的対策》

- 1) 職員は、危機の発生又は発生するおそれがあることを発見した場合には、所定の連絡先に通報するとともに、必要な初期対応を行う。連絡を受けた総務部総務課長及び各地区事務部事務部長は、直ちにそれぞれ学長、環境安全を担当する理事(以下「担当理事」という。)及び学府長等に連絡する。

学長は、危機の内容から、その危機管理について、対策本部又は所管部署のどちらで対応を行うか判断し、適切な管理体制の下で担当理事が危機管理に対応する。その対応に当たっては以下の点に留意する。

- ア 危機発生直後においては、担当理事又は学府長等は、学生及び職員等の安全確保を最優先する。その際、二次災害が発生することのないよう十分留意する。
 - イ 担当理事又は学府長等は危機発生時の混乱を防止するために、職員等に対して多様な手段により迅速かつ的確に情報提供を行う。
 - ウ 報道機関への情報提供は、理事（企画・人事担当）及び総務部企画課が所管部署及び総務部総務課長と密接な連絡を取りながら行う。
 - エ 所管部署は危機の内容により、緊急対策等の実施について警察署、消防署、医療機関、文部科学省などの関係機関（以下「関係機関」という。）との連携をとる。
- 5) 危機発生情報は一元化することとし、総務部総務課長が担当する。

に改める。

（国立大学法人東京農工大学事故、事件、災害発生時における緊急連絡及び報告等に関する要項の一部改正）

第123条 国立大学法人東京農工大学事故、事件、災害発生時における緊急連絡及び報告等に関する要項（平成21年2月24日制定）の一部を次のように改正する。

別表(1)中

本部地区	●総務・経営企画部総務課 (内線)5501 (直通)042-367-5501	●守衛所 (内線)3311 (直通)042-364-3311 (携帯)090-3060-5856
------	--	---

を

本部地区	●総務部総務課 (内線)5501 (直通)042-367-5501	●守衛所 (内線)3311 (直通)042-364-3311 (携帯)090-3060-5856
------	---	---

に、

環境安全管理センター担当者	●総務・経営企画部総務課長 (総務・経営企画部総務課環境安全管理室長兼務) (内線)5501
---------------	--

	(直通)042-367-5501 ●総務・経営企画部総務課環境安全管理室 (内線)5933 (直通)042-367-5933
--	---

を

環境安全管理センター担当者	●総務部総務課長 (総務部総務課環境安全管理室長兼務) (内線)5501 (直通)042-367-5501 ●総務部総務課環境安全管理室 (内線)5933 (直通)042-367-5933
---------------	--

に改める。

(東京農工大学外部資金等受入審査会要項の一部改正)

第124条 東京農工大学外部資金等受入審査会要項(平成16年5月28日制定)の一部を次のように改正する。

第6条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学間接経費・管理的経費取扱要項の一部改正)

第125条 東京農工大学間接経費・管理的経費取扱要項(平成28年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

第7条中「研究・財務戦略部研究支援課」を「教学支援部研究支援課」に、「研究・財務戦略部財務課」を「経営部財務課」に改める。

(東京農工大学出願補償・実施収入補償・成果有体物提供奨励研究費・調製経費に関する手続要項の一部改正)

第126条 東京農工大学出願補償・実施収入補償・成果有体物提供奨励研究費・調製経費に関する手続要項(平成16年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学研究奨励金「JIRITSU(自立)」制度実施要項の一部改正)

第127条 東京農工大学研究奨励金「JIRITSU(自立)」制度実施要項(平成20年3月10日制定)の一部を次のように改正する。

第15条ただし書中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学検査の管理運営に関する要項の一部改正)

第128条 東京農工大学検査の管理運営に関する要項(平成28年10月1日)の一部を次のように改正する。

第8条中「学務部長」を「教学支援部長」に改める。

第10条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学会議費支出基準の一部改正)

第129条 国立大学法人東京農工大学会議費支出基準(平成13年4月1日(学長裁定))の一部を次のように改正する。

第9条中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学の生産物を原料として製造した酒類等を贈呈する場合の取扱いについての一部改正)

第130条 国立大学法人東京農工大学の生産物を原料として製造した酒類等を贈呈する場合の取扱いについて(平成19年7月24日)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

第8条中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学の運営交付金等に係る内規の一部改正)

第131条 国立大学法人東京農工大学の運営交付金等に係る内規(平成18年6月26日)の一部を次のように改正する。

第8条中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学職員用独身寮整備事業により整備したレジデンス農工大の入居者の選定等についての一部改正)

第132条 国立大学法人東京農工大学職員用独身寮整備事業により整備したレジデンス農工大の入居者の選定等について(平成27年3月20日)の一部を次のように改正する。

第4条中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学の不動産を本学以外の者が使用する場合の取扱いについての一部改正)

第133条 国立大学法人東京農工大学の不動産を本学以外の者が使用する場合の取扱いについて(平成29年4月1日)の一部を次のように改正する。

第9条中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学法人クレジットカード事務取扱要項の一部改正)

第134条 国立大学法人東京農工大学法人クレジットカード事務取扱要項(平成30年10月1日)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

第5条第1項第1号中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

第11条中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

(複数の公的研究費の合算使用による共用設備の購入に関する取扱いの一部改正)

第135条 複数の公的研究費の合算使用による共用設備の購入に関する取扱い(令和元年8月19日(学長裁定))の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学 50 周年記念ホール使用要項の一部改正)

第 136 条 国立大学法人東京農工大学 50 周年記念ホール使用要項(平成 29 年 6 月 5 日)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

第 3 条第 1 項本文中「研究・財務戦略部」を「経営部」に改める。

第 7 条中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学ストレスチェック実施要項の一部改正)

第 137 条 国立大学法人東京農工大学ストレスチェック実施要項(平成 28 年 7 月 1 日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

第 6 条第 1 項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

第 26 条第 1 項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

第 27 条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

第 28 条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

第 29 条第 1 項中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

第 30 条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学職員奨励表彰要項の一部改正)

第 138 条 国立大学法人東京農工大学職員奨励表彰要項(平成 29 年 9 月 29 日)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「学務部長」を「教学支援部長」に改め、同項第 3 号中「研究・財務戦略部長」を「経営部長」に改め、同項第 4 号中「総務・経営企画部長」を「総務部長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学任期付教員の任期の定めのない教育職員とするための審査に係る異議申立てに関する要項の一部改正)

第 139 条 国立大学法人東京農工大学任期付教員の任期の定めのない教育職員とするための審査に係る異議申立てに関する要項(平成 30 年 2 月 19 日)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学全学人事計画委員会要項の一部改正)

第 140 条 国立大学法人東京農工大学全学人事計画委員会要項(令和元年 10 月 16 日制定)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学職員の心身の状態に関する情報の取扱要項の一部改正)

第 141 条 国立大学法人東京農工大学職員の心身の状態に関する情報の取扱要項(令和元年 11 月 25 日)の一部を次のように改正する。

第 12 条中「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

別表1中

「

(A)人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者	学長、事務局長、総務・経営企画部人事課長
----------------------------	----------------------

」

を

「

(A)人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者	学長、事務局長、総務部人事課長
----------------------------	-----------------

」

に、

「

(D)業務上、健康情報等を取り扱う必要のある者	総務・経営企画部人事課担当職員
-------------------------	-----------------

」

を

「

(D)業務上、健康情報等を取り扱う必要のある者	総務部人事課担当職員
-------------------------	------------

」

に改める。

(国立大学法人東京農工大学事務職員等昇給実施要領の一部改正)

第142条 国立大学法人東京農工大学事務職員等昇給実施要領(平成18年12月8日学長決裁)の一部を次のように改正する。

別表3中

「

2	学務部長	学務課及び入試企画課に所属する事務職員 保健管理センターに所属する技術職員
3	研究・財務戦略部長	研究支援課、監査室、財務課及び施設整備課に所属する事務職員
4	総務・経営企画部長	総務課、企画課及び人事課に所属する事務職員

を

2	教学支援部長	学務課、入試企画課及び研究支援課に所属する事務職員 保健管理センターに所属する技術職員
3	経営部長	監査室、財務課及び施設整備課に所属する事務職員
4	総務部長	総務課、企画課及び人事課に所属する事務職員

に改める。

(東京農工大学と海外の大学とのダブルディグリー協定に基づく授業料等の取扱いに関する要項の一部改正)

第 143 条 東京農工大学と海外の大学とのダブルディグリー協定に基づく授業料等の取扱いに関する要項(平成 28 年 11 月 21 日)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(学業等成績優秀者に対する授業料免除に関する要項の一部改正)

第 144 条 学業等成績優秀者に対する授業料免除に関する要項(平成 25 年 4 月 1 日)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(学業等成績優秀者及び外国人留学生特待生に対する授業料免除に関する要項の一部改正)

第 145 条 学業等成績優秀者及び外国人留学生特待生に対する授業料免除に関する要項(平成 30 年 4 月 1 日)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学卒業生等に係る証明書発行事務取扱要項の一部改正)

第 146 条 東京農工大学卒業生等に係る証明書発行事務取扱要項(平成 31 年 4 月 1 日)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学カリフォルニア大学デービス校ダブルディグリープログラム運営委員会要項の一部改正)

第 147 条 東京農工大学カリフォルニア大学デービス校ダブルディグリープログラム運営委員会要項(令和 2 年 6 月 4 日)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学における企業情報掲載 WEB ページに関する要項の一部改正)

第 148 条 国立大学法人東京農工大学における企業情報掲載 WEB ページに関する要項(令和 3 年 1 月 27 日)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「学務部」を「教学支援部」に改める。

第 12 条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学次世代研究者挑戦的研究プログラムフェロシップ制度実施要項の一部改正)

第 149 条 東京農工大学次世代研究者挑戦的研究プログラムフェロシップ制度実施要項(令和 3 年 9 月 22 日)の一部を次のように改正する。

第 14 条中「学務部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学プラスチック削減 5R キャンパス協議会設置要項の一部改正)

第 150 条 東京農工大学プラスチック削減 5R キャンパス協議会設置要項(令和元年 10 月 16 日 教育研究評議会承認)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「研究・財務戦略部長」を「教学支援部長」に改め、同条第 7 号中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改め、同条第 8 号中「総務・経営企画部」を「総務部」に改め、同条第 9 号中「学務部」を「教学支援部」に改める。

第 6 条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に、「総務・経営企画部」を「総務部」に改める。

(防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」に係る外部資金等受入審査会審査要項の一部改正)

第 151 条 防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」に係る外部資金等受入審査会審査要項(平成 29 年 10 月 26 日)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学科学研究費補助金への応募資格に関する要項の一部改正)

第 152 条 国立大学法人東京農工大学科学研究費補助金への応募資格に関する要項(平成 25 年 9 月 1 日(学長裁定))の一部を次のように改正する。

別表中

「

※ 非常勤講師及び学校医は、原則不可のため、研究・財務戦略部研究支援課に相談すること。

」

を

「

※ 非常勤講師及び学校医は、原則不可のため、教学支援部研究支援課に相談すること。

」

に改める。

(国立大学法人東京農工大学における無人航空機の登録に関する要項の一部改正)

第 153 条 国立大学法人東京農工大学における無人航空機の登録に関する要項(令和 4 年 2 月 21 日)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

第 6 条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

第 12 条中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

(東京農工大学 ABS 管理要項の一部改正)

第 154 条 東京農工大学 ABS 管理要項(令和 4 年 2 月 21 日)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「研究・財務戦略部」を「教学支援部」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

[別紙参照 1]

別紙様式 2 (第 8 条関係)

年 月 日

法人印影等印刷・出力承認申請書

総務部総務課長 殿

職 名

国立大学法人東京農工大学印章規程第 8 条第 1 項各号の規定に基づき、次のとおり法人印の印影等を印刷等したいので、承認願います。

法人印の名称 (印影の文字) 又は名義者名 (自筆署名の場合)
法人印の寸法 原寸： mm 平方 拡大又は縮小する場合の寸法： mm 平方
印影等を印刷等する文書名
印影等を印刷等する文書枚数 (目安)
印刷等の開始日及び終了日 ※終了日が未定の場合は、印刷等を終了した時点で連絡すること

年 月 日

法人印影等印刷・出力承認書

殿

総務部総務課長

年 月 日付けで申請のありました上記の件について、承認します。

【別表1】利用目的(教職員・その他)

総務・人事関係

図書館(教学支援部研究支援課図書館支援室)

直接本人から書面等により取得する個人情報	利用目的												
	非常勤職員 の雇用	手当の 支給	給与支給 業務	共済関係 業務	年末調整 業務	兼業の 申請	健康診断 業務	満員の 雇用	非常勤 職員 (一ヶ月 未)	勤務時間 管理	旅行命令 (依頼)の 発令	研修の 承認	賃金・旅 費等の 支出
履歴書	○												
学歴証明書	○												
在職証明書	○												
住民票の写し	○												
戸籍謄本	○												
在留カード(写)	○												
特別永住者証明書(写)	○												
資格外活動許可書(写)	○												
パスポート(写)	○												
住所届	○												
通勤届		○											
定期券(写)		○											
住居届		○											
給与口座振込申出書			○										
預貯金通帳(写)		○	○										
組合員資格取得届				○									
被扶養者申告書				○									
記載事項変更申告書				○									
国民年金3号被保険者資格取得届				○									
共済貸付金申込書				○									
共済貸付金借用証書				○									
貯金加入申込書				○									
積立貯金払いもどし請求書				○									
給与所得者の扶養控除(異動)申告書			○		○								
給与所得者の保険料控除申告書					○								
兼業手続依頼書						○							
兼業許可申請書						○							
一般定期健康診断対象外検査申込書							○						
VDT健康診断申込書							○						
人間ドック申込書							○						
診断結果報告書							○						

【別表1】利用目的(教職員・その他)

研究支援・産学連携関係

(教学支援部研究支援課)

直接本人から書面等により取得する個人情報	利用目的																				
	旅費精算	勤務時間管理	兼業手続	異動管理	委嘱手続	等)	通知・連絡・送付(本人・分担者)	研究成果報告業務	競争的資金応募業務	競争的資金受入業務	競争的資金受入等に関する報告業務(評議会資料等)	競争的資金収支報告業務	保健衛生管理	証明書発行業務	知的財産管理業務	一覧(評議会、委員会等資料)	学外広報用	寄付金管理	R e a D 研究者情報管理・整備	教職員活動データベース	
旅費清算書	○																				
出勤簿		○																			
休暇簿		○																			
履歴書					○																
学内・予算移替えについて(寄附金)				○								○				○		○			
学外・予算移換えについて(寄附金)				○								○				○		○			
兼業手続依頼書			○									○				○					
兼業許可依頼書			○									○				○					
銀行振込手続書			○																		
科学研究費補助金計画調書									○			○				○					○
科学研究費補助金応募カード									○			○				○					○
科学研究費補助金研究分担者承諾書									○			○									
科学研究費補助金実績報告書(研究実績報告書)								○				○				○	○				
科学研究費補助金実績報告書(収支決算報告書)												○				○					○
科学研究費補助金成果報告書概要								○													
科学研究費補助金成果報告書								○				○									
科学研究費補助金審査委員登録者情報登録票						○		○													
科学研究費補助金交付申請書								○				○				○					○
科学研究費補助金交付請求書								○				○				○					○
交付申請の辞退届								○				○				○					○
交付申請の転出報告書				○				○				○				○					○
科学研究費補助金研究代表者所属機関変更届				○								○				○					○
農工大-TRADIM共同研究の状況								○								○					
共同研究申込書										○	○	○				○					○
共同研究申請課題概要										○		○				○	○				○
共同試験研究に係る支出報告・証明書												○		○		○					

【別表1】利用目的(教職員・その他)

その他(学術情報関係)

図書館(教学支援部研究支援課図書館支援室)

	利用目的						
	購入物品等の支払業務	資産管理業務	電報の発信	図書館利用	監視カメラ	学内ネットワーク利用	公開講座
直接本人から書面等により取得する個人情報							
図書注文票				○			
物品請求書(図書資料用)	○						
推薦図書リスト				○			
寄贈図書リスト				○			
図書購入依頼リスト				○			
発注リスト				○			
図書資料返納書				○			
学位論文の全項複写・著作権許諾				○			
相互貸借申込書				○			
他大学紹介状発行簿				○			
図書館利用者カード再交付申請書				○			
図書館利用者カード申請書				○			
図書購入希望				○			
文献複写申込書				○			
リクエストカード				○			
監視カメラ(映像データ)					○		
電子メール利用申請書						○	
公開講座参加申込書							○
学外者文献複写受付票	○			○			
資料閲覧願				○			
資料閲覧願(学生証・職員証等による受付)				○			
学外者文献複写申込書(来館用)	○			○			
参考調査依頼書(閲覧・貸借併用)				○			
紹介状来館用				○			

【別表1】利用目的(教職員・その他)

その他(学術情報関係)

(総合情報メディアセンター、総務部総務課情報化推進室)

		利用目的																		
		研究者情報管理	統合基盤DB	通知・連絡・送付	パソコン管理	特許管理システム	通知・連絡・送付(本人・保証人等)	学内ネットワークシステム	JENZABARシステム	HPCシステム	IPアドレス管理	DNS	PC教室システム	ICカード	電子掲示板Agora	シラバスシステム	アルバイト管理業務	業務系計算機システム	センター教員(研究・教育活動)活動	自己点検評価等の資料、調査・統計
直接本人から書面等により取得する個人情報																				
進課総 室情務 係)報部 (情化総 報推務	教職員活動データベースWeb申請書	○	○			○														○
	PC調査書				○															
	名刺(業者)			○																
総合 情報 メディア センター	HPC利用登録申請書および登録通知書								○											○
	DNS登録・サブドメイン登録申請書									○	○									○
	端末室占有申請書											○							○	○
	出勤簿等															○	○		○	○
	名刺(業者等)			○																
	センターアルバイト履歴書															○	○			
	旅行伺																○	○		○

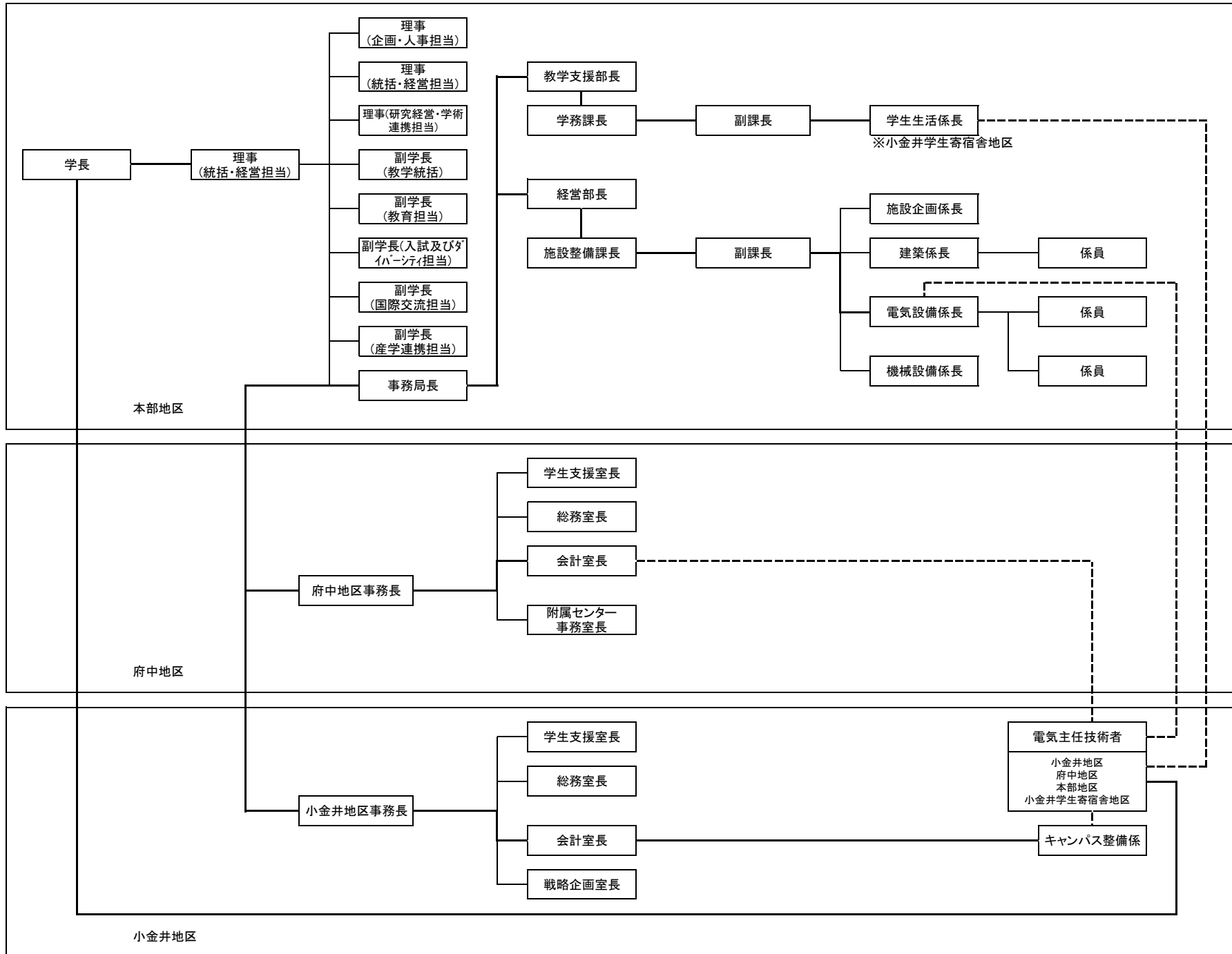
【別表1】利用目的(教職員・その他)

その他(論文博士申請者)

工学府・農学府・生物システム応用科学府・連合農学研究科(教学支援部学務課)

	利用目的				
	審査	学位授与	通知・連絡・送付 (本人・保証人等)	授業料等債権管理	図書館利用
直接本人から書面等により取得する個人情報					
予備審査申請書(工学府を除く)	○				
学位論文の和文要旨(概要)	○	○			
学位論文の英文要旨	○				
履歴書(略歴含む)	○	○	○		
推薦状(連合農)	○				
学位論文(仮とじ)	○				
学位論文目録	○				
既発表論文目録(連合農)	○				
既発表論文(別冊含む)(連合農)	○				
学位審査申請書	○			○	
業績目録	○				
同意承諾書	○				
学位論文(製本)	○	○			○
最終学校の卒業証明書(連合農)	○				
研究歴証明書(連合農)	○				
学位論文審査要旨	○	○			
学力の確認の結果の要旨	○	○			

別図第1 保安業務の組織及び主任技術者の配置等



————— 命令系統

- - - - - 連絡系統

[別紙参照 12]

別表 2

地区	原課（室・係）	登録証等発行対象者及び名称区分	登録証番号（11桁）						
			上1～2桁	上3～4桁	上5桁	上6桁	上7～9桁	上10桁	上11桁
登録証									
府中	府中地区事務部総務室（以下「府中総務室」という。）	訪問教授、訪問研究員及びナショナルプロジェクト研究員（以下「客員研究者等」という。） 客員教授又は客員准教授 岐阜大学大学院連合獣医学研究科学生	77	発行年度西暦末尾2桁	1	1	001～199	再発行回数	チェックディジット
	府中地区事務部連合農学研究科事務室（以下「連合農学研究科事務室」という。）	客員研究者等 客員教授又は客員准教授	77	発行年度西暦末尾2桁	1	2	201～299	再発行回数	チェックディジット
	府中地区事務部学生支援室（以下「府中学生支援室」という。）	岩手大学農学部共同獣医学科学生	77	発行年度西暦末尾2桁	1	3	301～399	再発行回数	チェックディジット
小金井	小金井地区事務部総務室（以下「小金井総務室」という。）	客員研究者等 客員教授又は客員准教授	77	発行年度西暦末尾2桁	2	1	001～199	再発行回数	チェックディジット
	小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室（以下「BASE事務室」という。）	客員研究者等 客員教授又は客員准教授	77	発行年度西暦末尾2桁	2	2	201～299	再発行回数	チェックディジット

組織名	勤務時間管理員補助者	勤務時間管理員	証明者
保健管理センター	補助者なし		
卓越リーダー養成機構	教学支援部学務課 教育支援室係長(卓越人材担当)		
教学支援部学務課 (教育支援室及び国際交流室を除く)	補助者なし		
教学支援部学務課 教育支援室	教学支援部学務課 教育支援室教育支援係長	教学支援部学務課 学務総括係長	教学支援部長
未来価値創造研究教育特区			
教学支援部入試企画課	教学支援部入試企画課 入試実施係長		
教学支援部学務課 国際交流室	教学支援部学務課 国際交流室国際交流係長		
グローバル教育院	教学支援部学務課 教育支援室教育支援係長		
グローバルイノベーション研究院 (研究院本部)	教学支援部研究支援課 研究推進室GIR支援係長		
グローバルイノベーション研究院 テニュアトラック推進機構 (機構本部)	教学支援部研究支援課 研究推進室研究戦略推進係長		
グローバルイノベーション研究院 女性未来育成機構 (機構本部)			
教学支援部研究支援課 研究推進室		教学支援部研究支援課 研究支援係長	教学支援部長
教学支援部研究支援課 研究リスクマネジメント室	補助者なし		
学術研究支援総合センター (遺伝子実験施設、設備サポート室(府中))			
教学支援部研究支援課 (研究推進室、産学連携室、図書館支援 室を除く)			
先端産学連携研究推進センター			
学術研究支援総合センター (機器分析施設、設備サポート室(小金井))	教学支援部研究支援課 産学連携室産学連携係長	小金井地区事務部 総務室人事係長	小金井地区事務部 事務部長
教学支援部研究支援課 産学連携室			
府中図書館		教学支援部研究支援課 図書館支援室総務係長	
教学支援部研究支援課 図書館支援室 (府中図書館担当)	補助者なし		教学支援部長
小金井図書館		教学支援部研究支援課 図書館支援室 小金井図書館情報管理係長	
教学支援部研究支援課 図書館支援室 (小金井図書館担当)			
経営部財務課	補助者なし		
監査室	監査室監査係長	経営部財務課 財務企画係長	経営部長
経営部施設整備課	経営部施設整備課 施設企画係長		

[別紙参照 14]

別紙様式

公的機関からの受託事業等の資金交付前使用に係る立替申込書

年 月 日

経営部長 殿

[部局名]

[職名・氏名]

下記のとおり資金の立替を申込みます。

記

1. 事業名称	
2. プロジェクトコード/所管	/
3. 契約等の相手方	
4. 事業研究（契約）期間	年 月 日から 年 月 日まで
5. 事業経費額	円（うち間接経費 円）
6. 事業経費受領予定日 （分割の場合はすべての受領 予定日を記入）	年 月 日 ※立替期間は、立替承認日から事業経費を受領する前日までとする。
7. 立替金額	円（うち直接経費 円 うち間接経費 円）
立替額累計	円（うち直接経費 円 うち間接経費 円） ※契約書（写）及び支払計画書を1部添付すること。 （契約締結以前の事業等については、採択決定通知書等、当該事業の契約が確認できる書類（写））
8. 立替を必要とする理由	
9. 受入契約等事務担当者	所 属 氏 名

留意事項

1. 作成者について
この「公的機関からの受託事業等の資金交付前使用に係る立替申込書」は、立替を申込み研究代表者等が作成すること。
2. 事業名称の名称欄について
受託事業等の名称又は研究課題を記載すること。
3. 事業経費額欄について
契約金額又は内定金額を記載すること。前年度に継続分として翌年度の内約を受けたものにあつては、内約金額を記載すること。
4. 立替金額欄について
(1)立替を必要とする金額を計上すること。資金の受領が相当期間遅れる研究費にあつては、事業経費額とすることができる。
(2)立替金額の算定に当たっては、受入契約等事務担当者と十分連絡をとり、所要額を算定すること。
5. その他
交付額が立替額を下回る場合の差額分については、原則として、当該研究者（事業責任者）が返還の責を負うものとする。